

## V 関係通達等



10年保存
機密性 1
令和6年 4月1日から 令和16年3月31日まで

基発 0901 第2号  
令和5年9月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

#### 心理的負荷による精神障害の認定基準について

心理的負荷による精神障害の労災請求事案については、平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（以下「平成23年通達」という。）に基づき業務上外の判断を行ってきたところであるが、今般、「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会報告書（令和5年7月）」を踏まえ、別添の認定基準を新たに定めたので、今後の取扱いに遺漏なきを期されたい。

なお、本通達の施行に伴い、平成23年通達は廃止する。

## 心理的負荷による精神障害の認定基準

### 第1 対象疾病

本認定基準で対象とする疾病（以下「対象疾病」という。）は、疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂版（以下「ICD-10」という。）第V章「精神及び行動の障害」に分類される精神障害であって、器質性のもの及び有害物質に起因するものを除く。

対象疾病のうち業務に関連して発病する可能性のある精神障害は、主としてICD-10のF2からF4に分類される精神障害である。

なお、器質性の精神障害及び有害物質に起因する精神障害（ICD-10のF0及びF1に分類されるもの）については、頭部外傷、脳血管障害、中枢神経変性疾患等の器質性脳疾患に付随する疾病や化学物質による疾病等として認められるか否かを個別に判断する。

また、心身症は、本認定基準における精神障害には含まれない。

### 第2 認定要件

次の1、2及び3のいずれの要件も満たす対象疾病は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する業務上の疾病として取り扱う。

- 1 対象疾病を発病していること。
- 2 対象疾病的発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること。
- 3 業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないこと。

また、要件を満たす対象疾病に併発した疾病については、対象疾病に付随する疾病として認められるか否かを個別に判断し、これが認められる場合には当該対象疾病と一体のものとして、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する業務上の疾病として取り扱う。

### 第3 認定要件に関する基本的な考え方

対象疾病的発病に至る原因の考え方は、環境由来の心理的負荷（ストレス）と、個体側の反応性、脆弱性との関係で精神的破綻が生じるかどうかが決まり、心理的負荷が非常に強ければ、個体側の脆弱性が小さくても精神的破綻が起こり、脆弱性が大きければ、心理的負荷が小さくても破綻が生ずるとする「ストレスー脆弱性理論」に依拠している。

このため、心理的負荷による精神障害の業務起因性を判断する要件としては、対象疾病が発病しており、当該対象疾病的発病の前おおむね6か月の間に業務による強い心理的負荷が認められることを掲げている。

さらに、これらの要件が認められた場合であっても、明らかに業務以外の心理的負荷や個体側要因によって発病したと認められる場合には、業務起

因性が否定されるため、認定要件を前記第2のとおり定めた。

#### 第4 認定要件の具体的判断

##### 1 発病等の判断

###### (1) 発病の有無等

対象疾病の発病の有無及び疾患名は、「ICD-10 精神及び行動の障害臨床記述と診断ガイドライン」（以下「診断ガイドライン」という。）に基づき、主治医の意見書や診療録等の関係資料、請求人や関係者からの聴取内容、その他の情報から得られた認定事実により、医学的に判断する。

自殺に精神障害が関与している場合は多いことを踏まえ、治療歴がない自殺事案については、うつ病エピソードのように症状に周囲が気づきにくい精神障害もあることに留意しつつ関係者からの聴取内容等を医学的に慎重に検討し、診断ガイドラインに示す診断基準を満たす事実が認められる場合又は種々の状況から診断基準を満たすと医学的に推定される場合には、当該疾患名の精神障害が発病したものとして取り扱う。

###### (2) 発病時期

発病時期についても診断ガイドラインに基づき判断する。その特定が難しい場合にも、心理的負荷となる出来事との関係や、自殺事案については自殺日との関係等を踏まえ、できる限り時期の範囲を絞り込んだ医学意見を求めて判断する。

その際、強い心理的負荷と認められる出来事の前と後の両方に発病の兆候と理解し得る言動があるものの、診断基準を満たした時期の特定が困難な場合には、出来事の後に発病したものと取り扱う。

また、精神障害の治療歴のない自殺事案についても、請求人や関係者からの聴取等から得られた認定事実を踏まえ、医学専門家の意見に基づき発病時期を判断する。その際、精神障害は発病していたと考えられるものの、診断ガイドラインに示す診断基準を満たした時期の特定が困難な場合には、遅くとも自殺日までには発病していたものと判断する。

さらに、生死にかかわるケガ、強姦等の特に強い心理的負荷となる出来事を体験した場合、出来事の直後に解離等の心理的反応が生じ、受診時期が遅れることがある。このような場合には、当該心理的反応が生じた時期（特に強い心理的負荷となる出来事の直後）を発病時期と判断して当該出来事を評価の対象とする。

##### 2 業務による心理的負荷の強度の判断

###### (1) 業務による強い心理的負荷の有無の判断

認定要件のうち「2 対象疾病的発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること」（以下「認定要件2」という。）とは、対象疾病的発病前おおむね6か月の間に業務による出来事があり、当該出来事及びその後の状況による心理的負荷が、客観的に対象疾病を発

病させるおそれのある強い心理的負荷であると認められることをいう。

心理的負荷の評価に当たっては、発病前おおむね6か月の間に、対象疾患の発病に関与したと考えられるどのような出来事があり、また、その後の状況がどのようなものであったのかを具体的に把握し、その心理的負荷の強度を判断する。

その際、精神障害を発病した労働者が、その出来事及び出来事後の状況を主観的にどう受け止めたかによって評価するのではなく、同じ事態に遭遇した場合、同種の労働者が一般的にその出来事及び出来事後の状況をどう受け止めるかという観点から評価する。この「同種の労働者」は、精神障害を発病した労働者と職種、職場における立場や職責、年齢、経験等が類似する者をいう。

その上で、後記(2)及び(3)により、心理的負荷の全体を総合的に評価して「強」と判断される場合には、認定要件2を満たすものとする。

## (2) 業務による心理的負荷評価表

業務による心理的負荷の強度の判断に当たっては、別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「別表1」という。)を指標として、前記(1)により把握した出来事による心理的負荷の強度を、次のとおり「強」、「中」、「弱」の三段階に区分する。

なお、別表1においては、業務による強い心理的負荷が認められるものを心理的負荷の総合評価が「強」と表記し、業務による強い心理的負荷が認められないものを「中」又は「弱」と表記している。「弱」は日常的に経験するものや一般に想定されるもの等であって通常弱い心理的負荷しか認められないものであり、「中」は経験の頻度は様々であって「弱」よりは心理的負荷があるものの強い心理的負荷とは認められないものである。

### ア 特別な出来事の評価

発病前おおむね6か月の間に、別表1の「特別な出来事」に該当する業務による出来事が認められた場合には、心理的負荷の総合評価を「強」と判断する。

### イ 特別な出来事以外の評価

「特別な出来事」以外の出来事については、当該出来事を別表1の「具体的な出来事」のいずれに該当するかを判断し、合致しない場合にも近い「具体的な出来事」に当てはめ、総合評価を行う。

別表1では、「具体的な出来事」ごとにその「平均的な心理的負荷の強度」を、強い方から「Ⅲ」、「Ⅱ」、「Ⅰ」として示し、その上で、「心理的負荷の総合評価の視点」として、その出来事に伴う業務による心理的負荷の強さを総合的に評価するために典型的に想定される検討事項を明示し、さらに、「心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例」(以下「具体例」という。)を示している。

該当する「具体的な出来事」に示された具体例の内容に、認定した出来

事及び出来事後の状況についての事実関係が合致する場合には、その強度で評価する。事実関係が具体例に合致しない場合には、「心理的負荷の総合評価の視点」及び「総合評価の留意事項」に基づき、具体例も参考としつつ個々の事案ごとに評価する。

なお、具体例はあくまでも例示であるので、具体例の「強」の欄で示したもの以外は「強」と判断しないというものではない。

#### ウ 心理的負荷の総合評価の視点及び具体例

「心理的負荷の総合評価の視点」及び具体例は、次の考え方に基づいて示しており、この考え方は個々の事案の判断においても適用すべきものである。

- (ア) 類型①「事故や災害の体験」は、出来事自体の心理的負荷の強弱を特に重視した評価としている。
- (イ) 類型①以外の出来事については、出来事と出来事後の状況の両者を軽重の別なく評価しており、総合評価を「強」と判断するのは次のような場合である。
  - a　出来事自体の心理的負荷が強く、その後に当該出来事に関する本人の対応を伴っている場合
  - b　出来事自体の心理的負荷としては中程度であっても、その後に当該出来事に関する本人の特に困難な対応を伴っている場合

#### エ 総合評価の留意事項

出来事の総合評価に当たっては、出来事それ自体と、当該出来事の継続性や事後対応の状況、職場環境の変化などの出来事後の状況の双方を十分に検討し、例示されているもの以外であっても出来事に伴って発生したと認められる状況や、当該出来事が生じるに至った経緯等も含めて総合的に考慮して、当該出来事の心理的負荷の程度を判断する。

その際、職場の支援・協力が欠如した状況であること（問題への対処、業務の見直し、応援体制の確立、責任の分散その他の支援・協力がなされていない等）や、仕事の裁量性が欠如した状況であること（仕事が孤独で単調となった、自分で仕事の順番・やり方を決めることができなくなった、自分の技能や知識を仕事で使うことが要求されなくなった等）は、総合評価を強める要素となる。

#### オ 長時間労働等の心理的負荷の評価

別表1には、時間外労働時間数（週40時間を超えて労働した時間数をいう。以下同じ。）等を指標とする具体例等を次のとおり示しているので、長時間労働等が認められる場合にはこれにより判断する。ここで、時間外労働時間数に基づく具体例等については、いずれも、休憩時間は少ないが手待時間が多い場合等、労働密度が特に低い場合を除くものであり、また、その業務内容が通常その程度の労働時間を要するものである場合を想定したものである。

なお、業務による強い心理的負荷は、長時間労働だけでなく、仕事の

失敗、過重な責任の発生、役割・地位の変化や対人関係等、様々な出来事及び出来事後の状況によっても生じることから、具体例等で示された時間外労働時間数に至らない場合にも、時間数のみにとらわれることなく、心理的負荷の強度を適切に判断する。

(ア) 極度の長時間労働

極度の長時間労働、例えば数週間にわたる生理的に必要な最小限度の睡眠時間を確保できないほどの長時間労働は、心身の極度の疲弊、消耗を来し、うつ病等の原因となることから、発病直前の1か月におおむね160時間を超える時間外労働を行った場合等には、当該極度の長時間労働に従事したことのみで心理的負荷の総合評価を「強」とする。

(イ) 「具体的な出来事」としての長時間労働の評価

仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事により時間外労働が大幅に増えた場合（項目11）のほか、1か月に80時間以上の時間外労働が生じるような長時間労働となった状況それ自体を「出来事」とし（項目12）、その心理的負荷を評価する。

(ウ) 恒常的長時間労働がある場合の他の出来事の総合評価

出来事に対処するために生じた長時間労働は、心身の疲労を増加させ、ストレス対応能力を低下させる要因となることや、長時間労働は一般に精神障害の準備状態を形成する要因となることから、恒常的な長時間労働の下で発生した出来事の心理的負荷は平均より強く評価される必要があると考えられ、そのような出来事と発病との近接性や、その出来事に関する対応の困難性等を踏まえて、出来事に係る心理的負荷の総合評価を行う必要がある。

このことから、別表1では、1か月おおむね100時間の時間外労働を「恒常的長時間労働」の状況とし、恒常的長時間労働がある場合に心理的負荷の総合評価が「強」となる具体例を示している。

なお、出来事の前の恒常的長時間労働の評価期間は、発病前おおむね6か月の間とする。

(エ) 連続勤務

連続勤務（項目13）に関する具体例についても、時間外労働に関するものと同様に、休憩時間は少ないが手待時間が多い場合等、労働密度が特に低い場合を除くものであり、また、その業務内容が通常その程度の労働時間（労働日数）を要するものである場合を想定したものである。

カ ハラスメント等に関する心理的負荷の評価

ハラスメントやいじめのように出来事が繰り返されるものについては、繰り返される出来事を一体のものとして評価し、それが継続する状況は、心理的負荷が強まるものと評価する。

また、別表1において、一定の行為を「反復・継続するなどして執拗

に受けた」としている部分がある。これは、「執拗」と評価される事案について、一般的にはある行動が何度も繰り返されている状況にある場合が多いが、たとえ一度の言動であっても、これが比較的長時間に及ぶものであって、行為様態も強烈で悪質性を有する等の状況がみられるときにも「執拗」と評価すべき場合があるとの趣旨である。

### (3) 複数の出来事の評価

対象疾病の発病に関する業務による出来事が複数ある場合には、次のように業務による心理的負荷の全体を総合的に評価する。

ア 前記(2)によりそれぞれの具体的な出来事について総合評価を行い、いずれかの具体的な出来事によって「強」の判断が可能な場合は、業務による心理的負荷を「強」と判断する。

イ いずれの出来事でも単独では「強」と評価できない場合には、それらの複数の出来事について、関連して生じているのか、関連なく生じているのかを判断した上で、次により心理的負荷の全体を総合的に判断する。

(ア) 出来事が関連して生じている場合には、その全体を一つの出来事として評価することとし、原則として最初の出来事を具体的な出来事として別表1に当てはめ、関連して生じた各出来事は出来事後の状況とみなす方法により、その全体について総合的な評価を行う。

具体的には、「中」である出来事があり、それに関連する別の出来事（それ単独では「中」の評価）が生じた場合には、後発の出来事は先発の出来事の出来事後の状況とみなし、当該後発の出来事の内容、程度により「強」又は「中」として全体を総合的に評価する。

なお、同一時点で生じた事象を異なる視点から検討している場合や、同一の原因により複数の事象が生じている場合、先発の出来事の結果次の出来事が生じている場合等については、複数の出来事が関連して生じた場合と考えられる。

(イ) ある出来事に関連せずに他の出来事が生じている場合であって、単独の出来事の評価が「中」と評価する出来事が複数生じているときには、それらの出来事が生じた時期の近接の程度、各出来事と発病との時間的な近接の程度、各出来事の継続期間、各出来事の内容、出来事の数等によって、総合的な評価が「強」となる場合もあり得ることを踏まえつつ、事案に応じて心理的負荷の全体を評価する。この場合、全体の総合的な評価は、「強」又は「中」となる。

当該評価に当たり、それぞれの出来事が時間的に近接・重複して生じている場合には、「強」の水準に至るか否かは事案によるとしても、全体の総合的な評価はそれぞれの出来事の評価よりも強くなると考えられる。

一方、それぞれの出来事が完結して落ち着いた状況となった後に次の出来事が生じているときには、原則として、全体の総合的な評価はそれぞれの出来事の評価と同一になると考えられる。

また、単独の出来事の心理的負荷が「中」である出来事が一つあるほかには「弱」の出来事しかない場合には原則として全体の総合的な評価も「中」であり、「弱」の出来事が複数生じている場合には原則として全体の総合的な評価も「弱」となる。

#### (4) 評価期間の留意事項

認定要件2のとおり、業務による心理的負荷の評価期間は発病前おおむね6か月であるが、当該期間における心理的負荷を的確に評価するため、次の事項に留意する。

- ア ハラスメントやいじめのように出来事が繰り返されるものについては、前記(2)カのとおり、繰り返される出来事を一体のものとして評価することとなるので、発病の6か月よりも前にそれが開始されている場合でも、発病前おおむね6か月の期間にも継続しているときは、開始時からのすべての行為を評価の対象とすること。
- イ 出来事の起点が発病の6か月よりも前であっても、その出来事（出来事後の状況）が継続している場合にあっては、発病前おおむね6か月の間ににおける状況や対応について評価の対象とすること。例えば、業務上の傷病により長期療養中の場合、その傷病の発生は発病の6か月よりも前であっても、当該傷病により発病前おおむね6か月の間に生じている強い苦痛や社会復帰が困難な状況等を出来事として評価すること。

### 3 業務以外の心理的負荷及び個体側要因による発病でないことの判断

#### (1) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因による発病でないことの判断

認定要件のうち、「3. 業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないこと」とは、次のア又はイの場合をいう。

- ア 業務以外の心理的負荷及び個体側要因が確認できない場合
- イ 業務以外の心理的負荷又は個体側要因は認められるものの、業務以外の心理的負荷又は個体側要因によって発病したことが医学的に明らかであると判断できない場合

#### (2) 業務以外の心理的負荷の評価

業務以外の心理的負荷の評価については、対象疾病の発病前おおむね6か月の間に、対象疾病の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の有無を確認し、出来事が一つ以上確認できた場合は、それらの出来事の心理的負荷の強度について、別表2「業務以外の心理的負荷評価表」を指標として、心理的負荷の強度を「Ⅲ」、「Ⅱ」又は「Ⅰ」に区分する。

出来事が確認できなかった場合には、前記(1)アに該当するものと取り扱う。心理的負荷の強度が「Ⅱ」又は「Ⅰ」の出来事しか認められない場合は、原則として前記(1)イに該当するものと取り扱う。

心理的負荷の強度が「Ⅲ」と評価される出来事の存在が明らかな場合には、その内容等を詳細に調査し、「Ⅲ」に該当する業務以外の出来事のう

ち心理的負荷が特に強いものがある場合や、「Ⅲ」に該当する業務以外の出来事が複数ある場合等について、それが発病の原因であると判断することの医学的な妥当性を慎重に検討し、前記(1)イに該当するか否かを判断する。

### (3) 個体側要因の評価

個体側要因とは、個人に内在している脆弱性・反応性であるが、既往の精神障害や現在治療中の精神障害、アルコール依存状況等の存在が明らかな場合にその内容等を調査する。

業務による強い心理的負荷が認められる事案について、重度のアルコール依存状況がある等の顕著な個体側要因がある場合には、それが発病の主因であると判断することの医学的な妥当性を慎重に検討し、前記(1)イに該当するか否かを判断する。

## 第5 精神障害の悪化と症状安定後の新たな発病

### 1 精神障害の悪化とその業務起因性

精神障害を発病して治療が必要な状態にある者は、一般に、病的状態に起因した思考から自責的・自罰的になり、ささいな心理的負荷に過大に反応するため、悪化の原因是必ずしも大きな心理的負荷によるものとは限らないこと、また、自然経過によって悪化する過程においてたまたま業務による心理的負荷が重なっていたにすぎない場合もあることから、業務起因性が認められない精神障害の悪化の前に強い心理的負荷となる業務による出来事が認められても、直ちにそれが当該悪化の原因であると判断することはできない。

ただし、別表1の特別な出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合には、当該特別な出来事による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について業務起因性を認める。

また、特別な出来事がなくとも、悪化の前に業務による強い心理的負荷が認められる場合には、当該業務による強い心理的負荷、本人の個体側要因(悪化前の精神障害の状況)と業務以外の心理的負荷、悪化の態様やこれに至る経緯(悪化後の症状やその程度、出来事と悪化との近接性、発病から悪化までの期間など)等を十分に検討し、業務による強い心理的負荷によって精神障害が自然経過を超えて著しく悪化したものと精神医学的に判断されるときには、悪化した部分について業務起因性を認める。

なお、既存の精神障害が悪化したといえるか否かについては、個別事案ごとに医学専門家による判断が必要である。

### 2 症状安定後の新たな発病

既存の精神障害について、一定期間、通院・服薬を継続しているものの、症状がなく、又は安定していた状態で、通常の勤務を行っている状況にあって、その後、症状の変化が生じたものについては、精神障害の発病後の悪化

としてではなく、症状が改善し安定した状態が一定期間継続した後の新たな発病として、前記第2の認定要件に照らして判断すべきものがあること。

## 第6 専門家意見と認定要件の判断

認定要件を満たすか否かについては、医師の意見と認定した事実に基づき次のとおり判断する。

### 1 主治医意見による判断

対象疾病の治療歴がない自殺事案を除くすべての事案について、主治医から、疾患名、発病時期、主治医の考える発病原因及びそれらの判断の根拠についての意見を求める。

その結果、主治医が対象疾病を発病したと診断しており、労働基準監督署長（以下「署長」という。）が認定した業務による心理的負荷に係る事実と主治医の診断の前提となっている事実が対象疾病の発病時期やその原因に関して合致するとともに、その事実に係る心理的負荷の評価が「強」に該当することが明らかであって、業務以外の心理的負荷や個体側要因に顕著なものが認められない場合には、認定要件を満たすものと判断する。

### 2 専門医意見による判断

対象疾病の治療歴がない自殺事案については、地方労災医員等の専門医に意見を求め、その意見に基づき認定要件を満たすか否かを判断する。

また、業務による心理的負荷に係る認定事実の評価について「強」に該当することが明らかでない事案及び署長が主治医意見に補足が必要と判断した事案については、主治医の意見に加え、専門医に意見を求め、その意見に基づき認定要件を満たすか否かを判断する。

### 3 専門部会意見による判断

前記1及び2にかかわらず、専門医又は署長が高度な医学的検討が必要と判断した事案については、主治医の意見に加え、地方労災医員協議会精神障害専門部会に協議して合議による意見を求め、その意見に基づき認定要件を満たすか否かを判断する。

### 4 法律専門家の助言

関係者が相反する主張をする場合の事実認定の方法や関係する法律の内容等について、法律専門家の助言が必要な場合には、医学専門家の意見とは別に、法務専門員等の法律専門家の意見を求める。

## 第7 療養及び治ゆ

心理的負荷による精神障害は、その原因を取り除き、適切な療養を行えば全治し、再度の就労が可能となる場合が多いが、就労が可能な状態でなくとも治ゆ（症状固定）の状態にある場合もある。

例えば、精神障害の症状が現れなくなった又は症状が改善し安定した状態が一定期間継続している場合や、社会復帰を目指して行ったリハビリテーション療法等を終えた場合であって、通常の就労が可能な状態に至ったときには、投薬等を継続していても通常は治ゆ（症状固定）の状態にあると考えられる。また、「寛解」との診断がない場合も含め、療養を継続して十分な治療を行ってもなお症状に改善の見込みがないと判断され、症状が固定しているときには、治ゆ（症状固定）の状態にあると考えられるが、その判断は、医学意見を踏まえ慎重かつ適切に行う必要がある。

療養期間の目安を一概に示すことは困難であるが、例えうつ病の経過は、未治療の場合、一般的に（約90%以上は）6か月～2年続くとされている。また、適応障害の症状の持続は遷延性抑うつ反応（F43.21）の場合を除いて通常6か月を超える、遷延性抑うつ反応については持続は2年を超えないとしている。

なお、対象疾病がいったん治ゆ（症状固定）した後において再びその治療が必要な状態が生じた場合は、新たな発病と取り扱い、改めて前記第2の認定要件に基づき業務起因性が認められるかを判断する。

治ゆ後、増悪の予防のため診察や投薬等が必要とされる場合にはアフターケア（平成19年4月23日付け基発第0423002号）を、一定の障害を残した場合には障害（補償）等給付（労働者災害補償保険法第15条）を、それぞれ適切に実施する。

## 第8 その他

### 1 自殺について

業務によりICD-10のF0からF4に分類される精神障害を発病したと認められる者が自殺を図った場合には、精神障害によって正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、あるいは自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥ったものと推定し、業務起因性を認める。

その他、精神障害による自殺の取扱いについては、従前の例（平成11年9月14日付け基発第545号）による。

### 2 セクシュアルハラスメント事案の留意事項

セクシュアルハラスメントが原因で対象疾病を発病したとして労災請求がなされた事案の心理的負荷の評価に際しては、特に次の事項に留意する。  
ア セクシュアルハラスメントを受けた者（以下「被害者」という。）は、

勤務を継続したいとか、セクシュアルハラスメントを行った者（以下「行為者」という。）からのセクシュアルハラスメントの被害をできるだけ軽くしたいとの心理などから、やむを得ず行為者に迎合するようなメール等を送ることや、行為者の誘いを受け入れることがあるが、これらの事実はセクシュアルハラスメントを受けたことを単純に否定する理由にはならないこと。

- イ 被害者は、被害を受けてからすぐに相談行動をとらないことがあるが、この事実は心理的負荷が弱いと単純に判断する理由にならないこと。
- ウ 被害者は、医療機関でもセクシュアルハラスメントを受けたということをすぐに話せないこともあるが、初診時にセクシュアルハラスメントの事実を申し立てていないことは心理的負荷が弱いと単純に判断する理由にならないこと。
- エ 行為者が上司であり被害者が部下である場合や行為者が正規雇用労働者であり被害者が非正規雇用労働者である場合等のように行行為者が雇用関係上被害者に対して優越的な立場にある事実は心理的負荷を強める要素となり得ること。

### 3 調査等の留意事項

請求人が主張する出来事の発生時期が評価期間より前である場合等であっても、評価期間における業務の状況等について調査し、当該期間中に業務内容の変化や新たな業務指示等があれば、これを出来事として心理的負荷を評価する必要があること。

### 4 本省協議

ICD-10のF5からF9に分類される対象疾病に係る事案及び本認定基準により判断し難い事案については、本省に協議すること。

## 第9 複数業務要因災害

労働者災害補償保険法第7条第1項第2号に定める複数業務要因災害による精神障害に関しては、本認定基準を後記1のとおり読み替えるほか、本認定基準における心理的負荷の評価に係る「業務」を「二以上の事業の業務」と、また、「業務起因性」を「二以上の事業の業務起因性」と解した上で、本認定基準に基づき、認定要件を満たすか否かを判断する。

その上で、前記第4の2及び第6に関し後記2及び3に規定した部分については、これにより判断すること。

### 1 認定基準の読み替え

前記第2の「労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する業務上の疾病」を「労働者災害補償保険法施行規則第18条の3の6に規定する労働基準法施行規則別表第1の2第9号に掲げる疾病」と読み替える。

### 2 二以上の事業の業務による心理的負荷の強度の判断

- (1) 二以上の事業において業務による出来事が事業ごとにある場合には、前記第4の2(2)により異なる事業における出来事をそれぞれ別表1の具体的出来事に当てはめ心理的負荷を評価した上で、前記第4の2(3)により心理的負荷の強度を全体的に評価する。ただし、異なる事業における出

来事が関連して生じることはまれであることから、前記第4の2(3)イについては、原則として、(イ)により判断することとなる。

- (2) 心理的負荷を評価する際、異なる事業における労働時間、労働日数は、それぞれ通算する。
- (3) 前記(1)及び(2)に基づく判断に当たっては、それぞれの事業における職場の支援等の心理的負荷の緩和要因をはじめ、二以上の事業で労働することによる個別の状況を十分勘案して、心理的負荷の強度を全体的に評価する。

### 3 専門家意見と認定要件の判断

複数業務要因災害に関しては、前記第6の1において主治医意見により判断する事案に該当するものについても、主治医の意見に加え、専門医に意見を求め、その意見に基づき認定要件を満たすか否かを判断する。

別表1

## 業務による心理的負荷評価表

特別な出来事		心理的負荷の総合評価を「強」とするもの	
特別な出来事の類型		<ul style="list-style-type: none"> <li>死にかかわる、極度の苦痛を伴う、又は永久労働不能となる後遺障害を残す業務上の病気やケガをした(業務上の傷病による療養中に症状が急変し極度の苦痛を伴った場合を含む)</li> <li>業務に関連し、他人を死亡させ、又は死にかかわる重大なケガを負わせた(故意によるものを除く)</li> <li>強姦や、本人の意思を抑圧して行われたわいせつ行為などのセクシャルハラスメントを受けた</li> <li>その他、上記に準ずる程度の心理的負荷が極度と認められるもの</li> </ul>	…項目1関連 …項目3関連 …項目29関連
極度の長時間労働		<ul style="list-style-type: none"> <li>発病直前の1か月におおむね160時間を超えるよう、又はこれに満たない期間にこれと同程度の(例えば3週間におおむね120時間以上の)時間外労働を行った</li> </ul>	

## 特別な出来事以外

## (総合評価の留意事項)

- 出来事の総合評価に当たっては、出来事それ自体と、当該出来事の継続性や事後対応の状況、職場環境の変化などの出来事後の状況の双方を十分に検討し、例示されているもの以外でもっとも出来事に伴って発生したと認められる状況や、当該出来事が生じるに至った経緯等も含めて総合的に考慮して、当該出来事の心理的負荷の程度を判断する。
- 職場の支援・協力が欠如した状況であること(問題への対処、業務の見直し、応援体制の確立、責任の分散その他の支援・協力がなされていない等)は、総合評価を強める要素となる。
- 仕事の裁量性が欠如した状況であること(仕事は孤独で単調となった、自分で仕事の順番・やり方を決めることができなくなったり、自分の技能や知識を仕事で使うことが要求されなくなった等)は、総合評価を強める要素となる。

## (具体的な出来事)

出来事の類型	具体的な出来事	平均的な心理的負荷の強度	心理的負荷の総合評価の視点	心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例		
				I	II	III
1 ①事故や災害の体験	業務により重度の病気やケガをした	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>病気やケガの内容及び程度(苦痛や日常生活への支障の状況を含む)等</li> <li>その継続する状況(苦痛や支障の継続する状況、死の恐怖、事故等を再度体験することへの恐怖、回復の期待・失望の状況等の症状の経過を含む)</li> <li>後遺障害の程度、社会復帰の困難性等</li> </ul>	<p>【「弱」になる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>休業を要さない又は数日程度の休業を要するものであって、後遺障害を残さない業務上の病気やケガをした</li> </ul>	<p>【「中」になる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>短期間の入院を要する業務上の病気やケガをした</li> <li>業務上の病気やケガをし、一部に後遺障害を残すも、現職への復帰に支障がないようなものであった</li> </ul>	<p>【「強」である例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長期間の入院を要する業務上の病気やケガをした</li> <li>大きな後遺障害を残すような(労災の障害年金に該当する、現職への復帰ができない)業務上の病気やケガをした</li> <li>業務上の病気やケガで療養中の者について、当該傷病により社会復帰が困難な状況にあった、死の恐怖や強い苦痛が生じた</li> </ul> <p>(注)死にかかわる等の業務上の病気やケガは、特別な出来事として評価</p>
2	業務に関連し、悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が体験した場合、予感させる被害の内容及び程度、死の恐怖、事故等を再度体験することへの恐怖等</li> <li>他人の事故を目撃した場合、被害の内容及び程度、被害者との関係、本人が被災していた可能性や救助できた可能性等</li> </ul>	<p>【「弱」になる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務に関連し、本人の負傷は軽症・無傷で、生命等に支障はない</li> </ul>	<p>【「中」である例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務に関連し、本人の負傷は軽症・無傷で、死の恐怖等の体験、目撃をした</li> <li>特に悲惨な事故を目撃したが、被災者との関係は浅く、本人が被災者を救助できる状況等でもなかった</li> </ul>	<p>【「強」になる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務に関連し、本人の負傷は軽度・無傷であったが、自らの死を予感させる、あるいは重大な傷病を引きかねない程度の事故等を体験した</li> <li>業務に関連し、被災者が死亡する事故、多量の出血を伴うような事故等特に悲惨な事故であって、本人が巻き込まれる可能性がある状況や、本人が被災者を救助することができたかもしれない状況を伴う事故を目撃した</li> </ul>
3 ②仕事の失敗、過重な責任の発生等	業務に関連し、重大な人身事故、重大な責任事故等が起こした	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故の内容、大きさ・重大性、社会的反響の大きさ、加害の程度等</li> <li>ペナルティ・責任追及の有無及び程度、事後対応の困難性、その後の業務内容・業務量の程度、職場の人間関係、職場の支援・協力の有無及び内容等</li> </ul> <p>(注)本人に過失がない場合も含む。</p>	<p>【「弱」になる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>軽微な物損事故を生じさせたが特段の責任追及・事故対応はなかった</li> <li>軽微な物損事故を生じさせ、再発防止のための対応等を行った</li> </ul>	<p>【「中」になる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他人に負わせたケガの程度は重傷ではないが、事後対応に一定の労力を要した(強い叱責を受けた、職場の人間関係が悪化した等を含む)</li> </ul>	<p>【「強」である例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務に関連し、他人に重度の病気やケガ(項目1参照)を負わせ、事後対応にも当たった</li> <li>他人に負わせたケガの程度は重傷ではないが、事後対応に多大な労力を費やした(減給、降格等の重いペナルティを課された、職場の人間関係が著しく悪化した等を含む)</li> </ul> <p>(注)他人を死亡させる等の事故は、特別な出来事として評価</p>
4	多額の損失を発生させるなど仕事上のミスをした	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>ミスやその結果(損失、損害等)の内容、程度、社会的反響の大きさ等</li> <li>ペナルティ・責任追及の有無及び程度、事後対応の困難性、その後の業務内容・業務量の程度、職場の人間関係、職場の支援・協力の有無及び内容等</li> </ul>	<p>【「弱」になる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>軽微な仕事上のミスをしたが、通常想定される指導等を受けたばかりは、特段の事後対応は生じなかつた</li> <li>軽微な仕事上のミスをし、再発防止のための対応等を行つた</li> <li>多額とはいえない損失(その後の業務で容易に回復できる損失、社内にたびたび生じる損失等)等を生じさせ、何らかの事後対応を行つた</li> <li>不正行為等の疑いのため事実確認の際、自宅待機等が命にられたが、他の例と比べても均衡を失するものではなく、会社の手続に瑕疵はなかつた</li> </ul>	<p>【「中」である例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会社に大きな損害を与えるなどのミスをしたが、通常想定される指導等を受けたばかりは、特段の事後対応は生じなかつた</li> <li>業務上製造する製品の品質に大きく影響する、取引先との関係に大きく影響するなどのミスをし、事後対応にも当たつた</li> <li>業務上製造する製品の品質に大きく影響する、取引先との関係に大きく影響するなどのミスをし、事後対応に多大な労力を費やした(減給、降格、月給額を超える賠償責任の追及等重いペナルティを課された等を含む)</li> </ul>	<p>【「強」になる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミス(倒産を引きかねないミス、大幅な業績悪化に繋がるミス等)をし、事後対応にも当たつた</li> <li>会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミス(倒産を引きかねないミス、大幅な業績悪化に繋がるミス等)をし、事後対応に多大な労力を費やした(減給処分、降格、月給額を超える賠償責任の追及等重いペナルティを課された、職場の人間関係が著しく悪化した等を含む)</li> </ul>
5	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故、事件の内容、程度、当該事故等への関与・責任の程度、社会的反響の大きさ等</li> <li>ペナルティの有無及び程度、責任追及の程度、事後対応の困難性、その後の業務内容・業務量の程度、職場の人間関係、職場の支援・協力の有無及び内容等</li> </ul> <p>(注)この項目は、部署が起こした事故等、本人が直接引き起こしたものではない事故、事件について、監督責任等を問われた場合の心理的負荷を評価する。本人が直接引き起こした事故等については、項目4で評価する。</p>	<p>【「弱」になる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>軽微な事故、事件(損害等の生じない事故、その後の業務で容易に回復できる事故、社内でたびたび生じる事故等)の責任(監督責任等)を一応問われたが、特段の事後対応はなかつた</li> </ul>	<p>【「中」である例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立場や職責に応じて事故、事件の責任(監督責任等)を問われ、何らかの事後対応を行つた</li> </ul>	<p>【「強」になる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大な事故、事件(倒産を引きかねない事故や大幅な業績悪化に繋がる事故、会社の信用を落し、傷つけられ事故、他人を死亡させ、又は死にかかわるケガを負わせる事故等)の責任(監督責任等)を問われ、事後対応に多大な労力を費やした</li> <li>重大とはいえない事故、事件ではあるが、その責任(監督責任等)を問われ、立場や職責を大きく上回る事後対応を行つた(減給、降格等の重いペナルティが課された等を含む)</li> </ul>

出来事の類型	具体的な出来事	平均的な心理的負荷の強度	心理的負荷の総合評価の視点	心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例		
				弱	中	強
I	II	III				
6	業務に関連し、違法な行為や不適切な行為等を強要された	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違法性・不適切の程度、強要の程度・頻度、方法、本人の拒否等の状況との関係・本人の関与の程度等</li> <li>・事後のペナルティの程度、事後対応の困難性、その後の業務内容・業務量の程度、職場の人間関係、職場の支援・協力の有無及び内容等</li> </ul>	<p>【「弱」になる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に関連し、商慣習としてはまれに行われるような違法行為、不適切な行為・苦勤を求められたが、拒むことにより終了した。</li> </ul> <p>【「中」である例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に関連し、商慣習としてはまれに行われるような違法行為や、商慣習上不適切とされる行為、社内でも禁止されている行為・苦勤等を命じられ、これに従った</li> </ul>	<p>【「中」である例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に関連し、重大な違法行為(人の生命に関わる違法行為、発覚した場合に会社の信用を著しく傷つける違法行為)を命じられた</li> <li>・業務に関連し、反対したにもかかわらず、違法行為等を執拗に命じられ、やむなくそれに従った</li> <li>・業務に関連し、重大な違法行為を命じられ、何度もそれについてた</li> <li>・業務に関連し、強要された違法行為等が発覚し、事後対応に多大な労力を費やした(重いペナルティを課された等を含む)</li> </ul>	<p>【「強」になる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に関連し、重大な違法行為(人の生命に関わる違法行為、発覚した場合に会社の信用を著しく傷つける違法行為)を命じられた</li> <li>・業務に関連し、反対したにもかかわらず、違法行為等を執拗に命じられ、やむなくそれに従った</li> <li>・業務に関連し、重大な違法行為を命じられ、何度もそれについてた</li> <li>・業務に関連し、強要された違法行為等が発覚し、事後対応に多大な労力を費やした(重いペナルティを課された等を含む)</li> </ul>
7	達成困難なノルマが課された・対応した・達成できなかつた	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノルマの内容、困難性、強制の程度、達成できなかつた場合の影響、ペナルティの有無及び内容等</li> <li>・ノルマに対応するための業務内容、業務量の程度、職場の人間関係、職場の支援・協力の有無及び内容等</li> <li>・未達成による経営上の影響度、ペナルティの有無及び内容等</li> <li>・未達成による事後対応の困難性、その後の業務内容、業務量の程度、職場の人間関係、職場の支援・協力の有無及び内容等</li> </ul> <p>(注)ノルマには、達成が強く求められる業績目標等を含む。 また、未達成については、期限に至つていない場合は、達成できない状況が明らかにならなかったときにはこの項目で評価する。 (注)ノルマに該当する場合は、項目22で評価する。</p>	<p>【「弱」になる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同種の経験等を有する労働者であれば達成可能なノルマを課された</li> <li>・ノルマではない業績目標が示された(当該目標が、達成を強く求められたものではなかつた)</li> <li>・ノルマが達成できなかつたが、何ら事後対応は必要なく、会社から責任を問われること等もなかつた</li> <li>・業績目標が達成できなかつたものの、当該目標の達成は、強く求められていたものではなかつた</li> </ul> <p>【「中」である例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・達成は容易ではないものの、客観的にみて、努力すれば達成也可能であるノルマが課され、この達成に向けた業務を行つた</li> <li>・達成が容易ではないノルマ(達成できなかつたことにより倒産を招きかねないもの、大幅な業績悪化につながるもの、会社の信用を著しく傷つけるもの等)が達成できず、そのため、事後対応に多大な労力を費やした(懲戒処分、降格、差し滞、賠償責任の追及といった重いペナルティを課された等を含む)</li> <li>・客観的に相当な努力があつても達成困難なノルマが課され、これが達成できない場合には著しい不利益を被ることが明らかで、その達成のため多大な労力を費やした</li> <li>・経営に影響するようなノルマ(達成できなかつたことにより倒産を招きかねないもの、大幅な業績悪化につながるもの、会社の信用を著しく傷つけるもの等)が達成できず、そのため、事後対応に多大な労力を費やした(懲戒処分、降格、差し滞、賠償責任の追及といった重いペナルティを課された等を含む)</li> </ul>	<p>【「中」である例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・達成は容易ではないものの、客観的にみて、努力すれば達成也可能であるノルマが課され、この達成に向けた業務を行つた</li> <li>・達成が容易ではないノルマ(達成できなかつたことにより倒産を招きかねないもの、大幅な業績悪化につながるもの、会社の信用を著しく傷つけるもの等)が達成できず、そのため、事後対応に多大な労力を費やした(懲戒処分、降格、差し滞、賠償責任の追及といった重いペナルティを課された等を含む)</li> </ul> <p>【「強」になる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・客観的に相当な努力があつても達成困難なノルマが課され、これが達成できない場合には著しい不利益を被ることが明らかで、その達成のため多大な労力を費やした</li> <li>・経営に影響するようなノルマ(達成できなかつたことにより倒産を招きかねないもの、大幅な業績悪化につながるもの、会社の信用を著しく傷つけるもの等)が達成できず、そのため、事後対応に多大な労力を費やした(懲戒処分、降格、差し滞、賠償責任の追及といった重いペナルティを課された等を含む)</li> <li>・客観的に相当な努力があつても達成困難なノルマが達成できず、事後対応にも多大な労力を費やした(重いペナルティを課された等を含む)</li> </ul>	<p>【「強」になる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・客観的に相当な努力があつても達成困難なノルマが課され、これが達成できない場合には著しい不利益を被ることが明らかで、その達成のため多大な労力を費やした</li> <li>・経営に影響するようなノルマ(達成できなかつたことにより倒産を招きかねないもの、大幅な業績悪化につながるもの、会社の信用を著しく傷つけるもの等)が達成できず、そのため、事後対応に多大な労力を費やした(懲戒処分、降格、差し滞、賠償責任の追及といった重いペナルティを課された等を含む)</li> <li>・客観的に相当な努力があつても達成困難なノルマが達成できず、事後対応にも多大な労力を費やした(重いペナルティを課された等を含む)</li> </ul>
8	新規事業や、大型プロジェクト(情報システム構築等を含む)などの担当になった	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規事業等の内容、本人の職責、困難性の程度、能力と業務内容のギャップの程度等</li> <li>・その後の業務内容、業務量の程度、職場の人間関係、職場の支援・協力の有無及び内容等</li> </ul>	<p>【「弱」になる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽微な新規事業等(新規事業であるが、責任が大きいとはいえないもの、期限が定められていないもの等)の担当になった</li> </ul>	<p>【「中」である例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規事業等(新規・大型プロジェクト、新規研究開発、新規出店の統括、大型システム導入、会社全体や不採算部門の建て直し等、成功に対する高い評価が期待されやりがいも大きいが責任も大きい業務)の担当になり、当該業務に当たつた</li> </ul>	<p>【「強」になる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営に重大な影響のある新規事業等(失敗した場合に倒産を招きかねないもの、大幅な業績悪化につながるもの、会社の信用を著しく傷つけるもの、成功した場合に会社の新たな主要事業になるもの等)の担当であつて、事業の成否に重大な責任のある立場に就き、当該業務に当たつた</li> </ul>
9	顧客や取引先から対応が困難な注文や要求等を受けた	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客・取引先の重要性、注文、要求・指摘の内容、会社の被る負担・損害の内容、程度等</li> <li>・事後対応の困難性、その後の業務内容、業務量の程度、職場の人間関係、職場の支援・協力の有無及び内容等</li> </ul> <p>(注)ここでいう「要求等」とは、契約に付帯して商慣習上あり得る要求や、納品物の不適合の指摘等をい。(注)顧客からの指摘等が本人のミスによる場合は、項目4で評価する。 また、顧客等の行為が著しい迷惑行為に該当する場合は、項目27で評価する。</p>	<p>【「弱」になる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同種の経験等を有する労働者であれば達成可能な注文を出され、業務内容・業務量に一定の変化があった</li> <li>・要望が示されたが、達成を強く求められるものではなく、業務内容・業務量に大きな変化もなかつた</li> <li>・顧客等から何らかの指摘を受けたが、特に対応を求められるものではなく、取引関係や、業務内容・業務量に大きな変化もなかつた</li> </ul>	<p>【「中」である例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に開道して、顧客や取引先から対応が困難な注文(大幅な値下げや納期の繩上げ、度重なる設計変更等)を受け、何らかの事後対応を行つた</li> <li>・業務に開道して、顧客等から納品物の不適合の指摘等その内容は妥当であるが対応が困難な指摘・要求を受け、その事後対応に従事した</li> <li>・業務に開道して、顧客等から対応が困難な要求等を受け、その対応に従事した</li> </ul>	<p>【「強」になる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常なら拒むことが明らかな注文(業績の著しい悪化が予想される注文、不適切な行為を内包する注文等)ではあるが、重要な顧客や取引先からのものであるためこれを受け、他部門や別の取引先と困難な調整に当たる等の事後対応に多大な労力を費やした</li> <li>・顧客や取引先から重大な指摘・要求(大口の顧客等の喪失を招きかねないもの、会社の信用を著しく傷つけるもの等)を受け、その解消のために他部門や別の取引先と困難な調整に当たつた</li> </ul>
10	上司や担当者の不在等により、担当外の業務を行つた・責任を負つた	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当外の業務の内容、責任、業務量の程度、本来業務との関係、能力・経験とのギャップ、職場の人間関係、職場の支援・協力の有無及び内容等</li> <li>・代行期間等</li> </ul>	<p>【「弱」である例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上司等の不在時に上司等が担当していた業務を代行したが、当該業務は以前から経験しているものであった</li> <li>・上司等の不在時に自分が当該業務の責任者の立場となつたが、特に責任ある判断を求められる事がや追加の業務が生じる事態は生じなかつた</li> </ul>	<p>【「中」である例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上司が長期間不在となり、各労働者の調整が必要なシフト表の作成等、一定の労力を要し責任もある業務を継続的に代行した</li> </ul>	<p>【「強」である例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上司等の急な欠員により、能力・経験に比して高度かつ困難な担当外の業務・重大な責任のある業務を長期間担当することを余儀なくされ、当該業務の遂行に多大な労力を費やした</li> </ul>
11	③仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の内容、困難性、能力・経験と業務内容のギャップ、職場の支援・協力の有無及び内容等</li> <li>・時間外労働、休日労働の状況とその変化的程度、勤務時間インターバルの状況等</li> <li>・業務の密度の変化の程度、仕事内容、責任の変化の程度、仕事内容の変化の原因に係る社会的影響の大きさ等</li> </ul> <p>(注)発病直前おおむね1か月において、時間外労働時間数に大きな変化がみられる場合には、他の項目で評価される場合でも、この項目でも評価する。</p>	<p>【「弱」になる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事内容の変化が容易に対応できるもの※であり、変化後の業務の負荷が大きくなかった</li> <li>※ 多額とはいえない損失の事後対応、大きな説明会での発表、部下の増加・減少、所属部署の統廃合等</li> <li>・仕事量(時間外労働時間数等)に、「中」に至らない程度の変化があった</li> </ul>	<p>【「中」である例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当業務内容の変更、初めて担当する業務や日常的には実施していない困難な業務の実施、損失や不具合の発生への対応等により、仕事内容の大きな変化が生じた</li> <li>・取引量の急増、担当者の減少等により、仕事量の大きな変化(時間外労働時間数等)ではおおむね20時間以上増加し1月当たりおおむね45時間以上となるなど)が生じた</li> <li>・担当取引先からの契約を打ち切られるなど多額の損失が見込まれる事態が生じ、その原因に本人は関与していないが、当該損失を補うために積極的な営業活動等の事後対応を行つた</li> </ul>	<p>【「強」になる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に経験したことがない仕事内容、能力・経験に比して質的に高度かつ困難な仕事内容等に変更となり、常時緊張を強いられる状態となつた又はその後の業務に多大な労力を費やした</li> <li>・仕事量が著しく増加して時間外労働も大幅に増える(おおむね倍以上に増加し1月当たりおおむね100時間以上となる)などの状況になり、業務に多大な労力を費やした(休憩・休日を確保するのが困難なほど状態となつた等を含む)</li> <li>・会社の経営に影響するなどの特に多額の損失(倒産を招きかねない損失、大幅な業績悪化に繋がる損失等)が生じ、その原因に本人は関与していないが、倒産を回避するための金融機関や取引先への対応等の事後対応に多大な労力を費やした</li> </ul>
12	1か月に80時間以上の時間外労働を行つた	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の困難性、能力・経験と業務内容のギャップ、職場の支援・協力の有無及び内容等</li> <li>・業務の密度、業務内容、責任等</li> <li>・長時間労働の継続期間、労働時間数、勤務時間インターバルの状況等</li> </ul> <p>(注)発病直前おおむね1か月において、1か月におおむね80時間以上の時間外労働が行われる場合には、他の項目(項目1の仕事量の変化を除く)で評価される場合でも、この項目でも評価する。</p>	<p>【「弱」になる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1か月におおむね80時間未満の時間外労働を行つた</li> </ul> <p>(注)他の項目で労働時間の状況が評価されない場合に評価する。</p>	<p>【「中」である例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1か月におおむね80時間以上のお時間外労働を行つた</li> </ul>	<p>【「強」になる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発病直前の連続した2か月間に、1月当たりおおむね120時間以上の時間外労働を行つた</li> <li>・発病直前の連続した3か月間に、1月当たりおおむね100時間以上のお時間外労働を行つた</li> </ul> <p>(注)発病直前の1か月におおむね160時間を超える等の極度の長時間労働は、特別な出来事として評価</p>

出来事の類型	具体的な出来事	平均的な心理的負荷の強度	心理的負荷の総合評価の視点	心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例			
				I	II	III	弱
13	2週間以上にわたって休日のない連続勤務を行った	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の困難性、能力・経験と業務内容のギャップ、職場の支援・協力の有無及び内容等</li> <li>業務の密度、業務内容、責任等及びそれらの変化の程度等</li> <li>連続勤務の継続期間、労働時間数、勤務間インターバルの状況等</li> </ul>	<p>【「弱」になる例】 ・業務の内容・困難性(ばく露)のおそれがある病原体・化学物質等の有害因子の性質・危険性等を含む)、能力・経験と業務内容のギャップ、職場の支援・協力や教育訓練の状況や防護・災害防止対策の状況等を含む)の有無及び内容等</p> <p>・当該業務に従事する経緯、その予測の度合、当該業務の継続期間等</p>	<p>【「中」である例】 ・休日労働を行った ・休日出勤により連続勤務となつたが、休日の労働時間が特に短いものであった</p>	<p>【「強」になる例】 ・平日の時間外労働だけではこなせない業務量がある、休日に対応しなければならない業務が生じた等の事情により、2週間以上にわたって連続勤務を行つた(1日当たりの労働時間が特に短い場合を除く)</p>	<p>【「強」になる例】 ・1か月以上にわたって連続勤務を行つた ・2週間以上にわたって連続勤務を行い、その間、連日、深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行つた(いすれも、1日当たりの労働時間が特に短い場合を除く)</p>
14	感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の内容・困難性(ばく露)のおそれがある病原体・化学物質等の有害因子の性質・危険性等を含む)、能力・経験と業務内容のギャップ、職場の支援・協力や教育訓練の状況や防護・災害防止対策の状況等を含む)の有無及び内容等</li> <li>当該業務に従事する経緯、その予測の度合、当該業務の継続期間等</li> </ul>	<p>【「弱」になる例】 ・重篤ではない感染症等の病気や事故の危険性がある業務に従事した ・感染症等の病気や事故の危険性がある業務ではあるが、防護等の対策の負担は大きいものではなかつた</p>	<p>【「中」である例】 ・感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事し、防護等対策も一定の負担を伴うものであったが、確立した対策を実施することにより職員のリスクは低減されていた</p>	<p>【「強」になる例】 ・新興感染症の感染の危険性が高い業務等に急速従事することとなり、防護対策も試行錯誤しながら実施する中で、施設内における感染等の被害拡大も生じ、死の恐怖等を感じて業務を継続した</p>	
15	勤務形態、作業速度、作業環境等の変化や不規則な勤務があつた	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>交替制勤務、深夜勤務等、勤務形態の変化の内容・変化の程度、変化に至る経緯、変化後の状況等</li> <li>作業速度(仕事のペース)、作業環境(騒音、照明、温度、湿度、換気、臭気等)、作業場所の変化の内容・変化の程度、変化に至る経緯、変化後の状況等</li> <li>勤務の不規則な程度、一般的な日常生活・労働者の過去の経験とのギャップ、深夜勤務や勤務間インターバルの状況等</li> </ul>	<p>【「弱」である例】 ・日勤から夜勤、交替制勤務等に変更になつたが、業務内容・業務量にも変更はなかつた ・自分の勤務形態がテレワークになつた、部下、上司、同僚等がテレワークになつた、部下、上司、同僚等がテレワークになつた</p>	<p>【「中」になる例】 ・客観的に夜勤への対応が困難な事情があり、これを会社が把握していたにもかかわらず頻回の夜勤を含む勤務に変更となり、睡眠時間帯が不規則な状況となつた</p>	<p>【「強」になる例】 ・勤務形態が頻回の急な変更により著しく不規則となり、その予測も困難であつて、生理的に必要な睡眠時間をまとめて確保できない状況となり、かつこれが継続した</p>	
16	④役割・地位の変化等	退職を強要された	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職強要、退職勧奨に至る理由・経緯、退職強要等の態様、強要の程度、職場の人間関係等</li> <li>解雇に至る理由・経緯、解雇通告や理由説明の態様、職場の人間関係等</li> </ul> <p>(注)ここでいう「解雇」には、労働契約の形式上期間を定めて雇用される者であつても、当該契約が期間の定めのない契約と実質的に異ならない状態となっている場合の雇止めの通知を含む。</p>	<p>【「弱」になる例】 ・退職強要、退職勧奨に至る理由・経緯、退職強要等の態様、強要の程度、職場の人間関係等 ・解雇に至る理由・経緯、解雇通告や理由説明の態様、職場の人間関係等</p> <p>(注)ここでいう「解雇」には、労働契約の形式上期間を定めて雇用される者であつても、当該契約が期間の定めのない契約と実質的に異ならない状態となっている場合の雇止めの通知を含む。</p>	<p>【「中」になる例】 ・強い退職勧奨(早期退職制度の強い利用勧奨を含む)が行われたが、その方法、頻度等からして強要とはいえないものであった</p> <p>・早期退職制度の対象となり、年齢等の要件に合致して早期退職者の募集と共に係る個人面談が複数回なされたが、当該制度の利用が強いられたものではなかつた</p>	<p>【「強」である例】 ・退職の意思のないことを表明しているにもかかわらず、長時間にわたり又は威圧的な方法等により、熱執り退職を求められた ・突然解雇の通告を受け、何ら理由が説明されることなく又は明らかに不合理な理由が説明され、異なる説明を求めて応じられず、撤回されることもなかつた</p>
17	転勤・配属転換等があつた	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>職種、業務の変化の程度、転勤・配属転換等の理由・経緯等</li> <li>転勤の場合、単身赴任の有無、海外の治安の状況等</li> <li>業務の困難性、能力・経験と業務内容のギャップ等</li> <li>その後の業務内容、業務量の程度、職場の人間関係、職場の支援・協力の有無及び内容等</li> </ul> <p>(注)出向を含む。</p>	<p>【「弱」になる例】 ・以前に経験した場所・業務ではないものの、経験・年齢・職種等に応じた通常の転勤・配属転換等であり、その後の業務に対応した</p> <p>(注)ここで「転勤」は、勤務場所の変更であつて転居を伴うものを指す。「配属転換」は、所属部署(担当係等)、勤務場所の変更を指し、転居を伴うものを除く。</p>	<p>【「中」である例】 ・過去に経験した場所・業務ではないものの、経験・年齢・職種等に応じた通常の転勤・配属転換等であり、その後の業務に対応した</p>	<p>【「強」になる例】 ・転勤先是初めて赴任する外国であつて現地の職員との会話が不能、治安状況が不安といったような事情から、転勤後の業務遂行に著しい困難を伴つた ・配属転換後の業務が、過去に経験した業務と全く異なる質のものであり、これに対応するのに多大な労力を費やした ・配属転換後の地位が、過去の経験からみて異例なほど重い責任が課されるものであり、これに対応するのに多大な労力を費やした ・配属転換の内容が左遷(明らかな降格で配属転換としては異例、不合理なもの)であつて職場内で孤立した状況になり、配属転換後の業務遂行に著しい困難を伴つた</p>	
18	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになつた	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>職務、責任、業務内容、業務量の変化の程度等</li> <li>その後の業務内容、業務量の程度、職場の人間関係、職場の支援・協力の有無及び内容等</li> </ul>	<p>【「弱」になる例】 ・複数名で担当していた業務を一人で担当するようになったが、業務内容・業務量はほとんど変化がなかつた、職場の支援が十分にならざっていた</p> <p>・複数名で担当していた業務を一人で担当するようになったが、研修・引継ぎ期間等の終了に伴うもので、本来一人で担当することが予定されたものであつた</p>	<p>【「中」である例】 ・複数名で担当するようになり、業務内容・業務量が増加するとともに、職場の支援が少なく業務に係る相談や休暇取得が困難となつた</p>	<p>【「強」になる例】 ・人員削減等のため業務を一人で担当するようになり、職場の支援等もなされず孤立した状態で業務内容・業務量、責任が著しく増加して業務密度が高まり、必要な休憩・休日も取れない等常時緊張を強いられるような状態となって業務遂行に著しい困難を伴つた</p>	
19	雇用形態や国籍、性別等を理由に、不利益な待遇等を受けた	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>不利益な処遇等(差別に該当する場合も含む)の理由・経緯、内容、程度、職場の人間関係等</li> <li>その継続する状況</li> </ul>	<p>【「弱」になる例】 ・労働者間に処遇の差異があるが、その差は小さいものであった、又は理由のものであった ・軽微な不利益な待遇を受けたが、理由のあるものであった(客観的には不利益とはいえないものも含む)</p>	<p>【「中」である例】 ・非正規雇用労働者であるなどの雇用形態や国籍、性別等の理由、又はその他の理由により、不利益な処遇等を受けた</p>	<p>【「強」になる例】 ・雇用形態や国籍、人種、信条、性別等を理由にされた仕事上の差別、不利益取扱いの程度が著しく大きく、人格を否定するようなものであつて、かつこれが継続した</p>	
20	自分の昇進・昇進等の立場・地位の変更があつた	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>職務・責任、職場における役割・位置付けの変化の程度等</li> <li>その後の業務内容、職場の人間関係等</li> </ul>	<p>【「弱」である例】 ・昇進し管理業務等を新たに担当することとなつたが、本人の能力や経験と乖離したものではなかつた</p>	<p>【「中」になる例】 ・本人の経験等と著しく乖離した責任が課せられたものであったが、職場内における研修・支援等があり、昇進後の職責は困難なものではなかつた</p>	<p>【「強」になる例】 ・本人の経験等と著しく乖離した重い責任・極めて困難な職責が課せられ、職場の支援等もなされず孤立した状態で当該昇進後の業務に多大な労力を費やした</p>	
21	雇用契約期間の満了が迫つた	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約締結時、期間満了前の説明の有無、その内容、その後の状況、職場の人間関係等</li> </ul>	<p>【「弱」である例】 ・契約期間の満了が迫つたが、契約更新が見込まれるものであった ・契約終了(雇止め)の通告があつたが、事前に十分な説明が尽くされる等、契約更新が期待されるものではなかつた ・派遣先における派遣期間の終了が迫つたが、派遣元において雇用維持がなされる状況であつた</p>	<p>【「中」になる例】 ・事前の説明が尽くされない突然の契約終了(雇止め)通告であり契約終了までの期間が短かった</p>	<p>【「強」になる例】 ・契約の更新等を強く期待することが合理的な状況であつた(上司等がそのような賞勵を継続的に行ってい)にもかかわらず、突然に契約終了(雇止め)が通告され、通告時の懇意も著しく配慮を欠くものであつた</p>	

出来事の類型	具体的な出来事	平均的な心理的負荷の強度	心理的負荷の総合評価の視点	心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例			
				弱	中	強	
22	⑤パワーハラスメント	上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導・叱責等の言動に至る経験や状況等</li> <li>身体的攻撃、精神的攻撃等の内容、程度、上司(経営者を含む)等との職務上の関係等</li> <li>反復・継続など執拗性の状況</li> <li>就業環境を害する程度</li> <li>会社の対応の有無及び内容、改善の状況等</li> </ul> <p>(注)当該出来事の評価対象とならない人間関係のトラブルは、出来事の類型「人間関係」の各出来事で評価する。 (注)「上司等」には、業務上の地位が上位の者のほか、同僚又は部下であっても、業務上必要な知識や豊富な経験をしており、その者の協力が得られないければ業務の円滑な遂行を行うことが困難な場合、同僚又は部下からの集団による行為でこれに抵抗又は抗議するところが困難である場合も含む。</p>	<p>【「弱」になる例】 ・ 上司等による「中」に至らない程度の身体的攻撃、精神的攻撃等が行われた</p>	<p>【「中」になる例】 ・ 上司等による「中」に至らない程度の身体的攻撃、精神的攻撃等が行われる  <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 治療を要しない程度の暴行による身体的攻撃</li> <li>▶ 人格や人間性を否定するような、業務上明らかに必要性がない又は業務の目的を大きく逸脱した精神的攻撃</li> <li>▶ 必要以上に長時間にわたる叱責、他の労働者の面前における威圧的な叱責など、態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える精神的攻撃</li> <li>▶ 無視等の人間関係からの切り離し</li> <li>▶ 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことを強制する等の過大な要求</li> <li>▶ 業務上の合理性なく仕事を与えない等の過小な要求</li> <li>▶ 私的なことに過度に立ち入る個人の侵害</li> </ul> </p>	<p>【「強」である例】 ・ 上司等から、治療を要する程度の暴行等の身体的攻撃を受けた  <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 上司等から、暴行等の身体的攻撃を反復・継続するなどして執拗に受けた</li> <li>▶ 人格や人間性を否定するような、業務上明らかに必要性がない又は業務の目的を大きく逸脱した精神的攻撃</li> <li>▶ 必要以上に長時間にわたる厳しい叱責、他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責など、態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える精神的攻撃</li> <li>▶ 無視等の人間関係からの切り離し</li> <li>▶ 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことを強制する等の過大な要求</li> <li>▶ 業務上の合理性なく仕事を与えない等の過小な要求</li> <li>▶ 私的なことに過度に立ち入る個人の侵害</li> <li>▶ 心理的負荷としては「中」程度の身体的攻撃、精神的攻撃等を受けた場合であって、会社に相談しても又は会社がパワーハラスメントがあると把握していても適切な対応がなく、改善がなされなかつた</li> </ul> </p>
23	⑥対人関係	同僚等から、暴行又はひどいじめ・嫌がらせを受けた	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴行又はひじめ・嫌がらせに至る経験や状況等</li> <li>暴行又はひじめ・嫌がらせの内容、程度、同僚等との職務上の関係等</li> <li>反復・継続など執拗性の状況</li> <li>会社の対応の有無及び内容、改善の状況等</li> </ul>	<p>【「弱」になる例】 ・ 同僚等から、「中」に至らない程度の言動を受けた</p>	<p>【「中」になる例】 ・ 同僚等から、人格や人間性を否定するような言動を受け、行為が反復・継続していない</p>	<p>【「強」である例】 ・ 同僚等から、治療を要する程度の暴行等を受けた  <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 同僚等から、暴行等を反復・継続するなどして執拗に受けた</li> <li>▶ 同僚等から、人格や人間性を否定するような言動を反復・継続するなどして執拗に受けた</li> <li>▶ 心理的負荷としては「中」程度の暴行又はひじめ・嫌がらせを受けた場合であって、会社に相談しても又は会社が暴行若しくはひじめ・嫌がらせがあると把握していても適切な対応がなく、改善がなされなかつた</li> </ul> </p>
24		上司とのトラブルがあった	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>トラブルに至る経験や状況等</li> <li>トラブルの内容、程度、回数、上司(経営者を含む)との職務上の関係等</li> <li>その後の業務への支障等</li> <li>会社の対応の有無及び内容、改善の状況等</li> </ul>	<p>【「弱」になる例】 ・ 上司から、業務指導の範囲内である指導・叱責を受けた  <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 業務をめぐる方針等において、上司との考え方の相違が生じた(客観的にはトラブルとはいえないものも含む)</li> </ul> </p>	<p>【「中」である例】 ・ 上司から、業務指導の範囲内である強い指導・叱責を受けた  <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 業務をめぐる方針等において、周囲からも客観的に認識されるような大きな対立が上司との間に生じた</li> </ul> </p>	<p>【「強」になる例】 ・ 業務をめぐる方針等において、周囲からも客観的に認識されるような大きな対立が上司との間に生じた</p>
25		同僚とのトラブルがあった	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>トラブルに至る経験や状況等</li> <li>トラブルの内容、程度、回数、同僚との職務上の関係等</li> <li>その後の業務への支障等</li> <li>会社の対応の有無及び内容、改善の状況等</li> </ul>	<p>【「弱」になる例】 ・ 業務をめぐる方針等において、同僚との考え方の相違が生じた(客観的にはトラブルとはいえないものも含む)</p>	<p>【「中」である例】 ・ 業務をめぐる方針等において、周囲からも客観的に認識されるような大きな対立が同僚との間に生じた  <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 同僚との対立により、本来得られるべき業務上必要な協力が得られず、業務に一定の影響が生じた</li> </ul> </p>	<p>【「強」になる例】 ・ 業務をめぐる方針等において、周囲からも客観的に認識されるような大きな対立が多数の同僚との間に又は頻繁に生じ、その後の業務に大きな支障を来たした</p>
26		部下とのトラブルがあった	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>トラブルに至る経験や状況等</li> <li>トラブルの内容、程度、回数、部下との職務上の関係等</li> <li>その後の業務への支障等</li> <li>会社の対応の有無及び内容、改善の状況等</li> </ul>	<p>【「弱」になる例】 ・ 業務をめぐる方針等において、部下との考え方の相違が生じた(客観的にはトラブルとはいえないものも含む)</p>	<p>【「中」である例】 ・ 業務をめぐる方針等において、周囲からも客観的に認識されるような大きな対立が部下との間に生じた  <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 部下との対立により、本来得られるべき業務上必要な協力が得られず、業務に一定の影響が生じた</li> </ul> </p>	<p>【「強」になる例】 ・ 業務をめぐる方針等において、周囲からも客観的に認識されるような大きな対立が多数の部下との間に又は頻繁に生じ、その後の業務に大きな支障を来たした</p>
27		顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>迷惑行為に至る経験や状況等</li> <li>迷惑行為の内容、程度、顧客等(相手方)との職務上の関係等</li> <li>反復・継続など執拗性の状況</li> <li>その後の業務への支障等</li> <li>会社の対応の有無及び内容、改善の状況等</li> </ul> <p>(注)著しい迷惑行為とは、暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等をいう。</p>	<p>【「弱」になる例】 ・ 顧客等から、「中」に至らない程度の言動を受けた</p>	<p>【「中」である例】 ・ 顧客等から治療を要しない程度の暴行を受け、行為が反復・継続していない  <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 顧客等から、人格や人間性を否定するような言動を受け、行為が反復・継続していない</li> <li>▶ 顧客等から、威圧的な言動などその態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える著しい迷惑行為</li> </ul> </p>	<p>【「強」になる例】 ・ 顧客等から、治療を要する程度の暴行等を受けた  <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 顧客等から、暴行等を反復・継続するなどして執拗に受けた</li> <li>▶ 顧客等から、人格や人間性を否定するような言動を反復・継続するなどして執拗に受けた</li> <li>▶ 顧客等から、威圧的な言動などその態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える著しい迷惑行為を、反復・継続するなどして執拗に受けた</li> <li>▶ 心理的負荷としては「中」程度の迷惑行為を受けた場合であって、会社に相談しても又は会社が迷惑行為を把握していても適切な対応がなく、改善がなされなかつた</li> </ul> </p>
28		上司が替わる等、職場の人間関係に変化があった	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>人間関係の変化の内容等</li> <li>その後の業務への支障等</li> </ul>	<p>【「弱」である例】 ・ 上司が替わったが、特に業務内容に変更もなく、上司との関係に問題もなかった  <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 良好的な関係にあった上司、同僚等が異動・退職した</li> <li>▶ 同僚、後輩に昇進で先を越されたが、人間関係に問題が生じたものではなかった</li> </ul> </p> <p>(注)上司が替わった、同僚等に昇進で先を越された等に伴い、上司・同僚等との関係に問題が生じたときには、項目22~25で評価する。</p>	<p>(注)上司が替わった、同僚等に昇進で先を越された等に伴い、上司・同僚等との関係に問題が生じたときには、項目22~25で評価する。</p>	<p>【「強」になる例】 ・ 胸や腰等への身体接触を含むセクシュアルハラスメントであつて、継続して行われた  <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 胸や腰等への身体接触を含むセクシュアルハラスメントであつて、行為は継続していないが、会社に相談しても適切な対応がなく、改善がなされなかつた又は会社への相談等の後に職場の人間関係が悪化した</li> <li>▶ 身体接触のない性的な発言のみのセクシュアルハラスメントであつて、発言の中に人格を否定するようなものを含み、かつ継続してなされた</li> <li>▶ 身体接触のない性的な発言のみのセクシュアルハラスメントであつて、発言が継続していない</li> <li>▶ 身体接触のない性的な発言のみのセクシュアルハラスメントであつて、複数回行われたものの、会社が適切かつ迅速に対応し発病前にそれが終了した</li> </ul> </p>
29	⑦セクシーシュアルハラスメント	セクシーシュアルハラスメントを受けた	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>セクシーシュアルハラスメントの内容、程度等</li> <li>その継続する状況</li> <li>会社の対応の有無及び内容、改善の状況、職場の人間関係等</li> </ul>	<p>【「弱」になる例】 ・ 「〇〇ちゃん」等のセクシーシュアルハラスメントに当たる発言をされた  <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 職場内に水着姿の女性のポスター等を掲示された</li> </ul> </p>	<p>【「中」である例】 ・ 胸や腰等への身体接触を含むセクシーシュアルハラスメントであつて、行為が継続しておらず、会社が適切かつ迅速に対応し発病前に解決した  <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 身体接触のない性的な発言のみのセクシーシュアルハラスメントであつて、発言が継続していない</li> <li>▶ 身体接触のない性的な発言のみのセクシーシュアルハラスメントであつて、複数回行われたものの、会社が適切かつ迅速に対応し発病前にそれが終了した</li> </ul> </p>	<p>【「強」になる例】 ・ 胸や腰等への身体接触を含むセクシーシュアルハラスメントであつて、行為は継続していないが、会社に相談しても適切な対応がなく、改善がなされなかつた又は会社への相談等の後に職場の人間関係が悪化した</p> <p>(注)淫痴や、本人の意思を押して行われたわいせつ行為などのセクシーシュアルハラスメントは、特別な出来事として評価</p>
【恒常的長時間労働がある場合に「強」となる具体例】				1か月おおむね100時間の時間外労働を「恒常的長時間労働」の状況とし、次の①~③の場合には当該具体的な出来事の心理的負荷を「強」と判断する。			
				<p>① 具体的出来事の心理的負荷の強度が労働時間を加味せずに「中」程度と評価され、かつ、出来事の後に恒常的長時間労働が認められる場合</p> <p>② 具体的出来事の心理的負荷の強度が労働時間を加味せずに「中」程度と評価され、かつ、出来事の前に恒常的長時間労働が認められる場合</p> <p>③ 具体的出来事の心理的負荷の強度が、労働時間を加味せずに「弱」程度と評価され、かつ、出来事の前及び後にそれぞれ恒常的長時間労働が認められる場合</p>			

## 業務以外の心理的負荷評価表

出来事の類型	具 体 的 出 来 事	心理的負荷の強度		
		I	II	III
① 自分の出来事	離婚又は配偶者と別居した			☆
	自分が重い病気やケガをした又は流産した			☆
	自分が病気やケガをした		☆	
	配偶者とのトラブル、不和があった	☆		
	自分が妊娠した	☆		
	定年退職した	☆		
② 自分以外の家族・親族の出来事	配偶者、子供、親又は兄弟姉妹が死亡した			☆
	配偶者や子供が重い病気やケガをした			☆
	親類の誰かで世間的にまずいことをした人が出た			☆
	親族とのつきあいで困ったり、辛い思いをしたことがあった		☆	
	親が重い病気やケガをした		☆	
	家族が婚約した又はその話が具体化した	☆		
	子供の入試・進学があった又は子供が受験勉強を始めた	☆		
	親子の不和、子供の問題行動、非行があった	☆		
	家族が増えた（子供が産まれた）又は減った（子供が独立して家を離れた）	☆		
	配偶者が仕事を始めた又は辞めた	☆		
③ 金銭関係	多額の財産を損失した又は突然大きな支出があった			☆
	収入が減少した		☆	
	借金返済の遅れ、困難があった		☆	
	住宅ローン又は消費者ローンを借りた	☆		
④ 事件、事故、災害の体験	天災や火災などにあった又は犯罪に巻き込まれた			☆
	自宅に泥棒が入った		☆	
	交通事故を起こした		☆	
	軽度の法律違反をした	☆		
⑤ 住環境の変化	騒音等、家の周囲の環境（人間環境を含む）が悪化した		☆	
	引越した		☆	
	家屋や土地を売買した又はその具体的な計画が持ち上がった	☆		
	家族以外の人（知人、下宿人など）が一緒に住むようになった	☆		
⑥ 他人との人間関係	友人、先輩に裏切られショックを受けた		☆	
	親しい友人、先輩が死亡した		☆	
	失恋、異性関係のもつれがあった		☆	
	隣近所とのトラブルがあった		☆	

(注) 心理的負荷の強度 I から III は、別表 1 と同程度である。

10年保存
機密性1
令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで

基補発0901第1号  
令和5年9月1日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

#### 心理的負荷による精神障害の認定基準に係る運用上の留意点について

心理的負荷による精神障害の認定基準については、令和5年9月1日付け基発0901第2号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（以下「認定基準」という。）をもって指示されたところであるが、その具体的運用に当たっては、下記の事項に留意の上、適切に対応されたい。

なお、本通達の施行に伴い、平成23年12月26日付け基労補発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準の運用等について」及び令和2年5月29日付け基補発0529第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準の改正に係る運用上の留意点について」は廃止する。

また、「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会報告書（令和5年7月）」（以下「報告書」という。）には、認定基準の考え方等が示されているので、認定基準の理解を深めるため、適宜参照されたい。

#### 記

##### 第1 検討の経緯及び改正の趣旨

心理的負荷による精神障害については、平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（以下「旧認定基準」という。）に基づき労災認定を行ってきたところであるが、旧認定基準の発出以後、働き方の多様化が進み労働者を取り巻く職場環境が変貌するといった社会情勢の変化が生じており、また、精神障害の労災保険給付請求件数も年々増加しているところである。

こうした社会情勢の変化と労働者の心身の健康に対する関心の高まりを鑑み、精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会において、旧認定基準について、最新の医学的知見を踏まえた多角的な検討が行われた。

今般、その検討結果を踏まえ、業務による心理的負荷の評価をより適切かつ効率的に行う等の観点から、認定基準の改正が行われたものである。

## 第2 主な改正点及び運用上の留意点

### 1 対象疾病（認定基準第1関係）

対象疾病については、報告書において、現時点では旧認定基準の内容を維持することが妥当と判断されており、実質的な変更はない。

なお、疾病及び関連保健問題の国際統計分類については、第11回改訂版が発効されているが、その日本語訳はまだ確立していないことから、その確立を待って別途検討することが妥当とされている。

### 2 認定要件及び認定要件に関する基本的な考え方（認定基準第2及び第3関係）

認定要件及びこれに関する基本的な考え方については、報告書において、旧認定基準の内容が現時点でも妥当と判断されており、実質的な変更はない。

### 3 認定要件の具体的判断（認定基準第4関係）

#### （1）発病等の判断

##### ア 発病の有無等

発病の有無等の判断については実質的な変更はない。

なお、請求に係る診療の以前から精神障害による通院がなされている事案については、請求に係る精神障害が、新たな精神障害の発病であるのか等が問題になる。ある精神障害を有する者が、新たに別の精神障害を併発することもあれば、もとの精神障害の症状の現れにすぎない（その精神障害の動搖の範囲内であって新たな精神障害の発病・悪化を來したものでない）場合、もとの精神障害の悪化の場合、もとの精神障害の症状安定後の新たな発病の場合もある。

これらの鑑別については個別事案ごとに医学専門家による判断が必要であることから、精神障害による通院がなされている事案であっても、症状の経過等について、主治医の意見書や診療録等の関係資料を収集し、また、心理的負荷となる出来事等についても調査を行った上で、新たな発病の有無等について医学的な判断を求める必要があることに留意すること。

##### イ 発病時期

発病時期については、精神障害の治療歴のない自殺事案に係る考え方方が明示されたほか、旧認定基準において、出来事の評価の留意事項とされていたもののうち、発病時期に関する事項が当該項目において示されたものである。

#### （2）業務による心理的負荷の強度の判断

##### ア 業務による強い心理的負荷の有無の判断

業務による強い心理的負荷の有無の判断に係る考え方については、実質的な変更はない。

心理的負荷の評価の基準となる同種の労働者に係る事項は、旧認定基準第3で示されていたものと同旨であり、心理的負荷の評価に当たっては、旧認定基

準と同様に、精神障害を発病した労働者と職種、職場における立場や職責、年齢、経験等が類似する「同種の労働者」が一般的にその出来事及び出来事後の状況をどう受け止めるかという観点から評価すること。

例えば、新規に採用され、従事する業務に何ら経験を有していないかった労働者が精神障害を発病した場合には、ここでいう「同種の労働者」としては、当該労働者と同様に、業務経験のない新規採用者を想定すること。

#### イ 業務による心理的負荷評価表

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）については、各具体的出来事への当てはめや心理的負荷の強度の評価が適切かつ効率的に行えるようにするとの観点から、別紙1「業務による具体的出来事の統合等」のとおり具体的出来事の統合、追加、表記の修正、平均的な心理的負荷の強度の修正が行われ、あわせて、総合評価の視点及び強度ごとの具体例の拡充等が行われた。

認定基準別表1に基づき業務による心理的負荷の強度を判断するに当たっては、別紙2「業務による心理的負荷評価表に基づく心理的負荷の強度の判断に当たっての留意事項」にも留意して、適切な評価を行うこと。

なお、旧認定基準において「強」と判断されていたものは、認定基準においても、基本的に「強」と判断されること。

#### ウ 複数の出来事の評価

複数の出来事の評価の枠組みについては、実質的な変更はない。評価に当たっての考慮要素等がより明確化されており、当該考慮要素等を踏まえ、適切な評価を行うこと。

また、別紙3「複数の出来事があり業務による心理的負荷が強いと評価される例」も参考とすること。

#### エ 評価期間の留意事項

評価期間については、発病前おおむね6か月であることに変更はないが、これに係る留意事項について、出来事の起点が発病の6か月よりも前であっても、その出来事（出来事後の状況）が継続している場合にあっては、発病前おおむね6か月の間における状況や対応について評価の対象とすることが明確化されており、これを踏まえ、適切な評価を行うこと。

#### (3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因による発病でないことの判断

業務以外の心理的負荷及び個体側要因の考え方並びに業務以外の心理的負荷の評価について、実質的な変更はない。

個体側要因について、個体側要因により発病したことが明らかな場合を一律に例示することは困難であることから、当該例示は削除され、あわせて、調査の効率化等の観点から、調査対象となる事項等が明示された。

個体側要因とは、個人に内在している脆弱性・反応性であるが、その調査には限界があるところであり、既往の精神障害や現在治療中の精神障害、アルコール依存状況等の存在が明らかな場合に、その内容等を調査すること。

#### 4 精神障害の悪化と症状安定後の新たな発病（認定基準第5関係）

##### （1）精神障害の悪化とその業務起因性

旧認定基準の内容を変更し、特別な出来事に該当する出来事がなくとも、悪化の前に業務による強い心理的負荷が認められる事案について、十分な検討の上で、業務起因性を認める場合があることが示された。

その際、業務起因性が認められない精神障害について、その悪化の前に強い心理的負荷となる業務による出来事が認められても、直ちにそれが当該悪化の原因であると判断することはできないとする考え方は旧認定基準と同様であり、悪化の前に業務による強い心理的負荷が認められる場合には、業務による強い心理的負荷によって精神障害が自然経過を超えて著しく悪化したものと精神医学的に判断されるか否かについて、認定基準に記載された考慮要素を踏まえ、十分に検討することが必要であること。

なお、認定基準第5の1にいう「治療が必要な状態」とは、実際に治療が行われているものに限らず、医学的にその状態にあると判断されるものを含むものであること。

##### （2）症状安定後の新たな発病

通院・服薬を継続している者であっても、精神障害の発病後の悪化としてではなく、症状が改善し安定した状態が一定期間継続した後の新たな発病として判断すべきものがあることが明示された。

なお、この症状安定後の新たな発病の考え方、「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会報告書（平成23年11月）」において示されていたものと同旨である。

ここで、既存の精神障害が悪化したのか、認定基準第5の2にいう「症状が改善し安定した状態が一定期間継続した後の新たな発病」に当たるのか等については、個別事案ごとに医学専門家による判断が必要であること。当該「一定期間」についても、個々の事案に応じて判断する必要があるが、例えうつ病については、おおむね6か月程度症状が安定して通常の勤務ができていた場合には、このような症状安定後の発病として、認定基準第2の認定要件に照らして判断できる場合が多いものと考えられること。

#### 5 専門家意見と認定要件の判断（認定基準第6関係）

より効率的な審査を行う観点から、旧認定基準の内容を変更し、専門部会意見を求める事案について一律に定めず個別に高度な医学的検討が必要と判断した事案とされ、また、専門医意見を求める事案についても旧認定基準から一部限定がなされた。

なお、認定基準第6の2にいう「業務による心理的負荷に係る認定事実の評価について「強」に該当することが明らかでない事案」とは、当該事実の評価が「強」に該当しない（「中」又は「弱」である）事案及び当該事実の評価が「強」に該当するか判断し難い事案をいうものであること（別紙4「専門家の意見の聴取・判断の流れ」参照）。

## 6 療養及び治ゆ（認定基準第7関係）

療養及び治ゆの考え方については、実質的な変更はないが、治ゆ（症状固定）の状態にある場合等がより明確化された。

## 7 その他及び複数業務要因災害（認定基準第8及び第9関係）

いずれも実質的な変更はない。

なお、認定基準第8の3の調査等の留意事項として示されている事項は、旧認定基準第4の2(5)において出来事の評価の留意事項④として示されていたものと同旨である。

また、認定基準第8の4の本省協議に関し、認定基準第4の2(2)イを踏まえてもなお認定基準別表1に示された「具体的出来事」のいずれにも当てはめることができない出来事の評価については、「本認定基準により判断し難い事案」として協議対象となること。

## 第3 調査中の事案等の取扱い

認定基準施行日において調査中の事案及び審査請求中の事案については、認定基準に基づいて決定すること。

また、認定基準施行日において係争中の訴訟事案のうち、認定基準に基づいて判断した場合に訴訟追行上の問題が生じる可能性のある事件については、当課労災保険審理室に協議すること。

## 第4 認定基準の周知等

### 1 認定基準の周知

心理的負荷による精神障害の労災認定に関し相談等があった場合には、おつて示すリーフレット等を活用することにより、認定基準等について懇切・丁寧に説明を行うこと。

また、各種関係団体に対しても、機会をとらえて周知を図ること。

なお、旧認定基準のパンフレットについては、当面、当該リーフレットを挟み込んで使用すること。

### 2 職員研修等の実施

当課においては、別途、職員及び地方労災医員等を対象として、認定基準に関するweb会議形式での研修を予定していることから、各労働局においても、当該研修資料を活用する等により職員研修等を計画的に実施し、職員の資質向上に努めること。

## 業務による具体的出来事の統合等

出来事の 類型	改正前			改正後		
	番号	具体的出来事	平均的な 心理的負荷 の強度	番号	具体的出来事	平均的な 心理的負荷 の強度
① 事故や災害の体験	1	(重度の) 病気やケガをした	III	1	業務により重度の病気やケガをした	III
	2	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	II	2	業務に関連し、悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	II
② 仕事の失敗、過重な責任の発生等	3	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	III	3	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	III
	4	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした	III	4	多額の損失を発生させるなど仕事上のミスをした	II
	5	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	II	5	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	II
	6	自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	II		項目11に統合(項目4も参照)	
	7	業務に関連し、違法行為を強要された	II	6	業務に関連し、違法な行為や不適切な行為等を強要された	II
	8	達成困難なノルマが課された	II	7	達成困難なノルマが課された・対応した・達成できなかった	II
	9	ノルマが達成できなかった	II		項目7に統合	
	10	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	II	8	新規事業や、大型プロジェクト(情報システム構築等を含む)などの担当になった	II
	11	顧客や取引先から無理な注文を受けた	II	9	顧客や取引先から対応が困難な注文や要求等を受けた	II
	12	顧客や取引先からクレームを受けた	II		項目9に統合	
	13	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	I		項目10・11に統合	
	14	上司が不在になることにより、その代行を任せられた	I	10	上司や担当者の不在等により、担当外の業務を行った・責任を負った	I
③ 仕事の量・質	15	仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった	II	11	仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった	II
	16	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	II	12	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	II
	17	2週間以上にわたって連続勤務を行った  (新規)	II	13	2週間以上にわたって休日のない連続勤務を行った  感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した	II
	18	勤務形態に変化があった	I	14	勤務形態、作業速度、作業環境等の変化や不規則な勤務があった	I
	19	仕事のペース、活動の変化があった	I	15	項目15に統合	
④ 役割・地位の変化等	20	退職を強要された	III	16	退職を強要された	III
	21	配置転換があった	II	17	転勤・配置転換等があった	II
	22	転勤をした	II		項目17に統合	
	23	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	II	18	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	II
	24	非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた	II	19	雇用形態や国籍、性別等を理由に、不利益な待遇等を受けた	II
	25	自分の昇格・昇進があった	I	20	自分の昇格・昇進等の立場・地位の変更があった	I
	26	部下が減った	I		項目11に統合	
	27	早期退職制度の対象となった	I		項目16に統合	
	28	非正規社員である自分の契約満了が迫った	I	21	雇用契約期間の満了が迫った	I
⑤ パワーハラスメント	29	上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた	III	22	上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた	III
⑥ 対人関係	30	同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた	III	23	同僚等から、暴行又はひどいいじめ・嫌がらせを受けた	III
	31	上司とのトラブルがあった	II	24	上司とのトラブルがあった	II
	32	同僚とのトラブルがあった	II	25	同僚とのトラブルがあった	II
	33	部下とのトラブルがあった  (新規)	II	26	部下とのトラブルがあった  顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた	II
	34	理解してくれていた人の異動があった	I		項目28に統合	
	35	上司が替わった	I	27	上司が替わる等、職場の人間関係に変化があった	I
	36	同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	I	28	項目19・28に統合	
⑦ セクシュアルハラスメント	37	セクシュアルハラスメントを受けた	II	29	セクシュアルハラスメントを受けた	II

### 業務による心理的負荷評価表に基づく心理的負荷の強度の判断に当たっての留意事項

認定基準別表1に基づく心理的負荷の強度の判断に当たっての留意事項及び旧認定基準からの改正の趣旨は、次のとおりである。

なお、心理的負荷の強度の評価に当たっては、複数の出来事も含めて、心理的負荷の全体を総合的に評価することが適切であり、出来事及び出来事後の状況の評価を行う際には、各具体的な出来事において示された心理的負荷の総合評価の視点を踏まえてそれぞれ検討し、評価することが必要であるが、これは同一の状況について二重に評価する趣旨ではないことはこれまでと同様である。

#### 1 特別な出来事

旧認定基準における特別な出来事と同旨であり、特別な出来事に該当しない場合にはそれぞれの関連項目により評価する。

なお、極度の長時間労働について、旧認定基準において記載されていた「休憩時間は少ないが待ち時間が長い場合等、労働密度が特に低い場合を除く」との記載が削除されているが、長時間労働等の心理的負荷の評価に共通する事項として認定基準第4の2(2)オに同旨が記載されており、趣旨を変更するものではない。

#### 2 特別な出来事以外

##### (1) 総合評価の留意事項

旧認定基準における「出来事後の状況の評価に共通の視点」として示されていた事項と一部共通するものであるが、心理的負荷の総合評価の視点を明確化する観点から、改めて整理され、示されたものである。本項目に示されている内容は、出来事後の状況の評価に限らず、出来事それ自体の評価に当たっても留意する。また、著しいもののみを評価する趣旨ではない。

あわせて、出来事それ自体と、当該出来事の継続性や事後対応の状況、職場環境の変化などの出来事後の状況の双方を十分に検討し、出来事に伴って発生したと認められる状況や、当該出来事が生じるに至った経緯等も含めて総合的に考慮して、心理的負荷の程度を判断する。

##### (2) 具体的な出来事

###### ア 項目1 「業務により重度の病気やケガをした」等

旧認定基準の項目（以下「旧項目」という。）1「（重度の）病気やケガをした」と同旨である。入院期間の短期化等の社会情勢の変化等を踏まえ「強」の具体例が一部修正されており、入院期間が2か月に満たない場合でも、医学意見により長期間の入院と判断する場合もあることが示されたものである。

また、旧項目1は、「重度の」病気等を前提に平均的な心理的負荷を「Ⅲ」としつつ、重度とはいえない病気やケガの場合にも本項目に当てはめる趣旨で括弧書きがなされていたが、他の具体的出来事の表記との整合性、分かりやすさ等の観点から、括弧が削除された。このことは、項目11「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」及び項目23「同僚等から、暴行又はひどいいじめ・嫌がらせを受けた」についても同様である。

イ 項目4「多額の損失を発生させるなど仕事上のミスをした」

旧項目4「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」については、令和2年度ストレス評価に関する調査研究の結果や、決定事例において重大なミスの事案よりもこれに至らないミスの事案が多くなったこと等を踏まえ、会社の経営に影響するなどの重大なミスに至らないものが具体的出来事として示されるとともに、平均的な心理的負荷の強度が「Ⅱ」に変更された。

なお、「強」の具体例は、旧認定基準に準じたものが示されており、旧認定基準において「強」と判断される事実関係があれば、認定基準においても、「強」と判断されるものである。

また、旧項目6「自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた」に関し、本人のミスによる損失等について本項目で評価することに変更はなく、その旨も表記の修正により明確にされた。

ウ 項目6「業務に関連し、違法な行為や不適切な行為等を強要された」

旧項目7「業務に関連し、違法行為を強要された」と同旨であるが、違法行為に至らない不適切な行為等を強要された場合にも本項目で評価することが明確にされた。

エ 項目7「達成困難なノルマが課された・対応した・達成できなかった」

旧項目8「達成困難なノルマが課された」及び旧項目9「ノルマが達成できなかつた」が統合された項目である。ノルマが課された時点が評価期間前であり、評価期間中に達成できなかつたことが確定していない場合であっても、評価期間において当該ノルマの達成のための対応を行っていた場合にはその心理的負荷を評価することを明らかにする趣旨で、表記が修正された。

オ 項目8「新規事業や、大型プロジェクト（情報システム構築等を含む）などの担当になった」

旧項目10「新規事業の担当になった、会社の立て直しの担当になった」と同旨であるが、社会情勢の変化等を踏まえて表記が修正された。

カ 項目9「顧客や取引先から対応が困難な注文や要求等を受けた」

旧項目11「顧客や取引先から無理な注文を受けた」及び旧項目12「顧客や取引先からクレームを受けた」が統合された項目である。本項目の「対応が困難な注文や要求等」とは、大幅な値下げ、納期の繰り上げ等の注文や、納品物の不適合の指摘等をいう。対人関係における「著しい迷惑行為」に該当する場合には、項目27で評価する。

キ 項目10「上司や担当者の不在等により、担当外の業務を行った・責任を負った」  
旧項目13「大きな説明会や公式の場での発表を強いられた」及び旧項目14「上司が不在になることにより、その代行を任せられた」が統合され、あわせて、表記がより一般化され、発表や上司の代行以外にも担当外の業務・責任を担うことになったことの心理的負荷を評価する項目とされた。

なお、旧項目13「大きな説明会や公式の場での発表を強いられた」について、それが当該労働者の本来の業務範囲内における業務内容の変化である場合には、項目11で評価する。

ク 項目11「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」

旧項目15「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」と同旨であるが、旧項目6「自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた」、旧項目13「大きな説明会や公式の場での発表を強いられた」及び旧項目26「部下が減った」についても、これらの出来事による仕事内容・仕事量の変化については本項目として評価することが適切であるとして統合された。

また、心理的負荷の総合評価の視点において、勤務間インターバルの状況等についても考慮要素となることが明確化されており、これは、項目12、項目13及び項目15においても同様である。

ケ 項目12「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」

旧項目16「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」と同旨であり、長時間労働それ自体を「出来事」とみなして評価するものである。項目12では、項目11と異なり、労働時間数がそれ以前と比べて増加している必要はない。

また、旧項目16は他の項目で評価されない場合にのみ評価する（本項目で「強」と判断される場合を除く。）こととされていたが、より的確な評価を行うため、評価期間において1か月におおむね80時間以上の時間外労働がみられる場合には、他の項目（項目11の仕事量の変化を除く。）で評価される場合でも、この項目でも評価するよう注が修正された。

なお、「強」の具体例について、「その業務内容が通常その程度の労働時間を要するものであった」との記載が削除されているが、長時間労働等の心理的負荷の評価に共通する事項として認定基準第4の2(2)才に同旨が記載されており、趣旨を変更するものではない。

コ 項目13「2週間以上にわたって休日のない連続勤務を行った」

旧項目17「2週間以上にわたって連続勤務を行った」と同旨であり、業務量が多いこと等から本来取得できるはずの休日が取得できず、連続勤務を行ったことの心理的負荷を評価するものである。

なお、「中」及び「強」の具体例について、「待ち時間が長い等の労働密度が特に低い場合を除く」との記載が削除されているが、認定基準第4の2(2)才(i)に同旨が記載されており、趣旨を変更するものではない。

サ 項目14「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」

社会情勢の変化等を踏まえ、業務による心理的負荷として感じられる出来事として新設された。新興感染症の感染拡大等に伴い、危険性の高い業務に新たに従事したことの心理的負荷を評価する項目である。

シ 項目15「勤務形態、作業速度、作業環境等の変化や不規則な勤務があった」

旧項目18「勤務形態に変化があった」及び旧項目19「仕事のペース、活動の変化があった」が統合され、あわせて、作業環境等の変化や不規則な勤務も評価する項目とされた。

なお、旧認定基準における「出来事後の状況の評価に共通の視点」において示されていた「職場環境の悪化。具体的には、騒音、照明、温度（暑熱・寒冷）、湿度（多湿）、換気、臭気の悪化等。」がある場合には、本項目で評価する。

ス 項目16「退職を強要された」

旧項目20「退職を強要された」と同旨であるが、旧項目27「早期退職制度の対象となった」についても、退職に関わるものであり、本項目として評価することが適切であるとして統合された。

セ 項目17「転勤・配置転換等があった」

旧項目21「配置転換があった」及び旧項目22「転勤をした」が統合された項目である。出向についても、本項目で評価する。

ソ 項目18「複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった」

旧項目23「複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった」と同旨であるが、業務を一人で担当することによる職場の支援の減少等の心理的負荷を評価する項目であることが明確化された。複数名で担当していた業務を一人で担当することにより業務量が増加した場合には、項目11でも評価する。

タ 項目19「雇用形態や国籍、性別等を理由に、不利益な処遇等を受けた」

旧項目24「非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた」と同旨であるが、処遇等の理由となった事由をより具体的に記載するとともに、「差別、不利益取扱い」とまではいえない処遇を受けた場合についても本項目で評価する趣旨で表記が修正された。

なお、旧項目36「同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された」について、一般的には項目28で評価するが、国籍等を理由とした不利益な処遇等に該当する場合には、本項目で評価する。

また、性的指向・性自認に関する事案を含むことが明確化されており、これは、項目22及び項目23においても同様である。

チ 項目20「自分の昇格・昇進等の立場・地位の変更があった」

旧項目25「自分の昇格・昇進があった」と同旨であるが、表記がより一般化され、昇格・昇進以外にも立場・地位の変更があったことの心理的負荷を評価する項目とされた。

- ツ 項目21「雇用契約期間の満了が迫った」  
　旧項目28「非正規社員である自分の契約満了が迫った」と同旨である。
- テ 項目22「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」  
　旧項目29「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」と同旨であり、「パワーハラスメント」とは、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題について雇用管理上講すべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）」（以下「指針」という。）の定義を踏まえ、「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、その雇用する労働者の就業環境が害される」ことをいうものである。  
　なお、「中」及び「強」の具体例については、指針において職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動の類型として掲げられている、身体的な攻撃、精神的な攻撃、人間関係からの切り離し、過大な要求、過小な要求及び個の侵害の6類型すべての例に拡充されている。  
　また、具体的出来事の当てはめを行うに当たり、「職場におけるパワーハラスメント」に該当するか否かは、指針に基づき判断することになるが、労災補償においては、業務による出来事について、別表1のいずれの「具体的出来事」で評価することが適当かという観点から「具体的出来事」への当てはめを行い、評価を適切に行うことが重要であり、「パワーハラスメント」に該当するか否かを厳格に認定することが目的でないことに留意すること。  
　このため、例えば、調査の結果、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指導や指示であるか否かが客観的な資料等によって明らかでない場合であっても、当事者等からの聴取等により被害者の主張がより具体的で合理的である場合等には、職場におけるパワーハラスメントに該当する事実があったと認定できる場合に当たると考えられることから、適切に評価すること。  
　あわせて、「職場におけるパワーハラスメント」に該当しないことが明らかであって、上司と部下の間で、仕事をめぐる方針等において明確な対立が生じたと周囲にも客観的に認識されるような事態や、その態様等も含めて業務上必要かつ相当な範囲内と評価される指導・叱責などが認められる場合は、項目24で評価する。
- ト 項目23「同僚等から、暴行又はひどいいじめ・嫌がらせを受けた」  
　旧項目30「同僚等から、暴行又は（ひどい）いじめ・嫌がらせを受けた」と同旨であるが、顧客や取引先、施設利用者等からの暴行等については、項目27で評価する。
- ナ 項目25「同僚とのトラブルがあった」  
　裁判例等を踏まえ「強」の具体例が一部修正されており、大きな対立が頻繁に

生じ、その後の業務に大きな支障を來した場合が含まれることが明確化されたものである。項目26「部下とのトラブルがあった」についても同様である。

## ニ 項目27「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」

社会情勢の変化等を踏まえ、業務による心理的負荷として感じられる出来事として新設された。顧客や取引先、施設利用者等から、暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等の著しい迷惑行為を受けたことの心理的負荷を評価する項目である。

## ヌ 項目28「上司が替わる等、職場の人間関係に変化があった」

旧項目34「理解してくれていた人の異動があった」、旧項目35「上司が替わった」及び旧項目36「同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された」が統合された項目である。

なお、上司が替わった、同僚等に昇進で先を越された等に伴い、上司・同僚等との関係に問題が生じたときには、項目22～25で評価する。

### (3) 心理的負荷の総合評価の視点

具体的な出来事ごとの心理的負荷の総合評価の視点について、これを明確化する観点から、当該具体的な出来事に特有の視点だけでなく、共通して考慮すべき視点等について改めて整理され、示されたものである。

### (4) 心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例

旧認定基準においては、平均的な心理的負荷の強度に対応した具体例しか示されていない具体的な出来事が多数あったが、認定基準別表1においては、明確化の観点から具体例が拡充され、項目28の「中」と「強」の欄を除き、すべての強度に対応した例が示されたものである。

### (5) 恒常的長時間労働がある場合に「強」となる具体例

旧認定基準における「恒常的長時間労働が認められる場合の総合評価」として示されていた事項と同旨であるが、いずれも総合評価を「強」とすることとなるため、「恒常的長時間労働がある場合に「強」となる具体例」として示されたものである。

## 複数の出来事があり業務による心理的負荷が強いと評価される例

### 【事例1：複数の出来事が関連して生じている場合】

Aさんは、発病前6か月以前に新製品開発・製造・納品の事務局として中心的な役割を担当することとなり、発病まで引き続きこの業務に従事した。納期が短く取引先から厳しい対応が求められる中、上司とは十分な意思疎通ができず適切な支援・協力がない困難な状況で、他部署との連携を図りつつ開発及び継続的な納品を行っており、労働時間についても、発病前6か月間は毎月60～75時間程度の時間外労働が生じていた。このことは、「新規事業や、大型プロジェクト（情報システム構築等を含む）などの担当になった」に該当し、心理的負荷の強度は「中」と評価した。

このような状況の中で、発病約2か月前に、当該新製品に納品規格に適合しないものが生じた。この結果、納期に間に合わない事態となった上、当該製品は廃棄処分となり、多額の損失が生じた。Aさんは上司から叱責され、また、期限に追われる中で原因解明、製造工法の見直しをし、再度の製造・納品を行った。このことは、「多額の損失を発生させるなど仕事上のミスをした」に該当し、心理的負荷の強度は「中」と評価した。

これらの出来事は、新製品開発・製造の主担当になったことを契機として生じているものであり、関連する出来事であって、全体として新規事業の困難性が高く、かつ、その事案の成否に重大な責任のある立場に就き当該業務に当たったものとして、全体の総合的な評価は「強」とした。

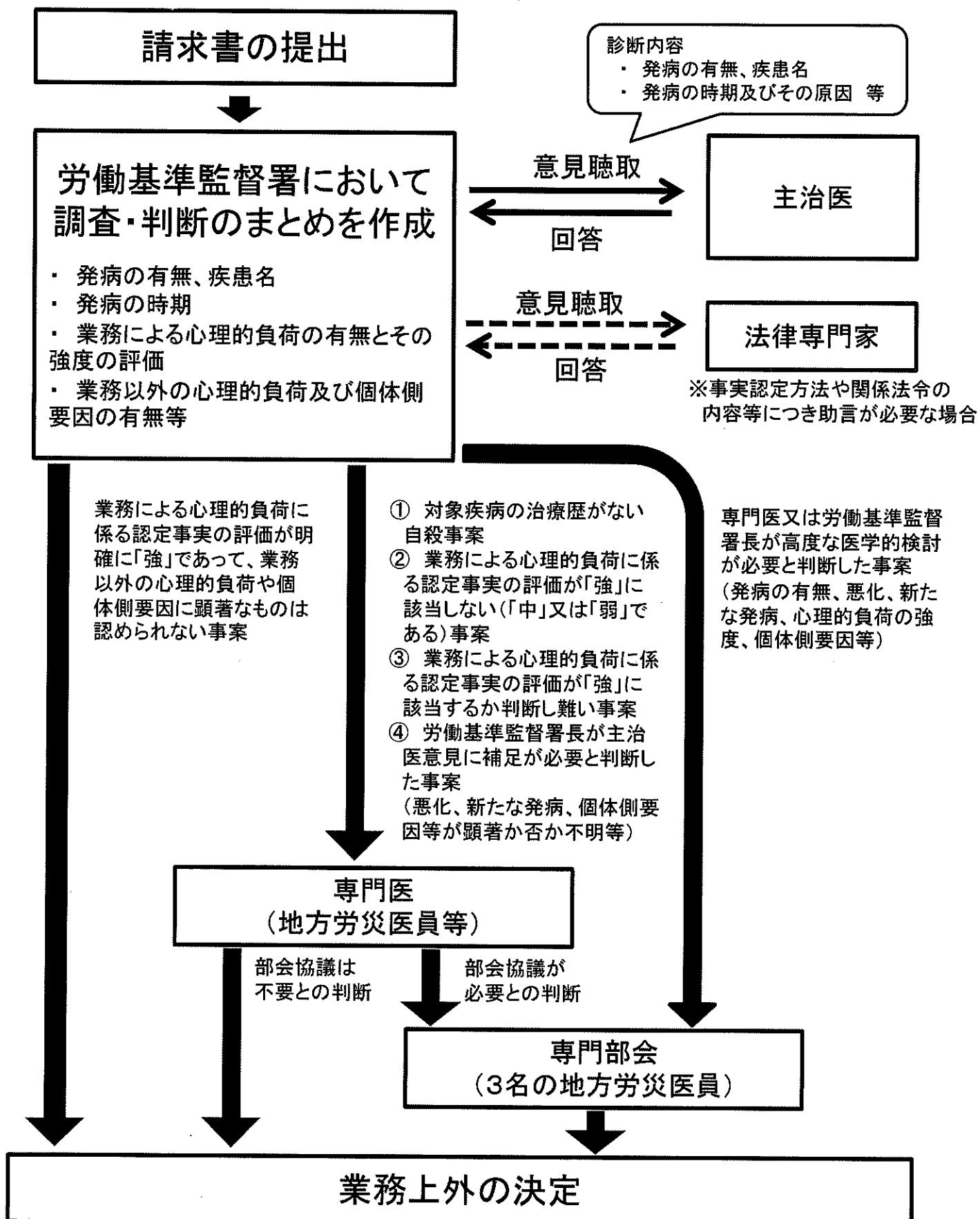
### 【事例2：複数の出来事が関連せずに生じている場合】

Bさんは、製造会社の材料供給・品質管理責任者であったが、自社製品の大部分に使われる材料を製造している海外の外注先で異物混入事故が発生し、50億円程度の機会損失回避のため、代替品の手配、外注先との交渉、材料製造手順の確認、現地での監査など、事態を収束するまで発病前3か月から発病時期にかけて、約3か月間対応した。このことは、「会社で起きた事故、事件について、責任を問われた」に該当し、心理的負荷の強度は「中」と評価した。

また、Bさんは、発病の6か月前から別の材料外注先の工場移転に伴う諸手続を実施していたが、移転先でトラブルが生じるなどして移転が遅れ、発病のおおむね3か月前には当該遅れのため自社工場の製造の一部が滞ることとなった。このため、他の外注先から材料の在庫の保存について苦情・要求を受け、対応に苦慮していた。在庫の引き取り、保管場所の確保等を求める要求内容自体は妥当なものであったが、温度等の保存条件や保存期間に制限があること等から切迫した強い要求で、その実現は容易ではなかった。これについて、外部倉庫の確保や在庫の一部廃棄等の対応を、その費用負担等について対立する社内意見の板挟みになりつつ調整し、移転が完了する発病時期まで継続して対応した。このことは、「顧客や取引先から対応が困難な注文や要求等を受けた」に該当し、心理的負荷の強度は「中」と評価した。

これらの出来事は、それぞれ関連せずに生じているところ、互いに近接、重層的に、かつ発病とも近接して生じており、その内容、程度及び発病に至るまでの経緯等を踏まえ、全体の総合的な評価は「強」とした。

## 専門家の意見の聴取・判断の流れ



基 発 第 5 4 5 号  
平成11年9月14日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

### 精神障害による自殺の取扱いについて

労働者災害補償保険法第12条の2第1項の「故意」については、昭和40年7月31日付基発第901号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の施行について」により、結果の発生を意図した故意であると解釈してきたところであるが、このことに関し、精神障害を有するものが自殺した場合の取扱いについては下記のとおりとするので、今後遺漏のないようされたい。

#### 記

業務上の精神障害によって、正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、又は自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態で自殺が行われたと認められる場合には、結果の発生を意図した故意には該当しない。

{